

平成19年第3回三笠市議会定例会

平成19年9月18日（第1日目）

○議事次第（第1号）

- 1 開会宣告
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3番 佐藤孝治氏
 - 10番 藤浪成憲氏
 - 3 会期の決定
 - 平成19年9月18日
 - 平成19年9月27日10日間
 - 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - (3) 一般行政報告
 - 5 一般質問
 - 6 散会宣告
-

○議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般報告について（議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告・教育行政報告・選挙管理委員会行政報告） |
| 日程第 4 | 一般質問 |
-

○出席議員（11名）

- | | | | | |
|----|-----|-------|-----|-------|
| 議長 | 5番 | 高橋守氏 | 2番 | 岩崎龍子氏 |
| | 3番 | 佐藤孝治氏 | 4番 | 齊藤且氏 |
| | 6番 | 武田悌一氏 | 7番 | 儀惣淳一氏 |
| | 8番 | 猿田重夫氏 | 9番 | 谷津邦夫氏 |
| | 10番 | 藤浪成憲氏 | 11番 | 扇谷知巳氏 |
| | 12番 | 熊谷進氏 | | |
-

○欠席議員（1名）

- | | | |
|-----|----|-------|
| 副議長 | 1番 | 丸山修一氏 |
|-----|----|-------|

○説明員

市長	小林和男氏	総務部長	西城賢策氏
総務課長	星野直義氏	財務課長	礪瀬孝氏
企画経済部長	松本哲宜氏	企画振興課長	須河恵介氏
農林課長	松浦基晴氏	環境福祉部長	澤上弘一氏
選管委員長	草野正彦氏	市民生活課長・ 選管事務局長	内田克広氏
福祉事務所長	阿部弘之氏	保健福祉課長	永田徹氏
建設部長	黒田憲治氏	建設管理課長	米田廣文氏
建設課長	中沢敏男氏	水道課長	作佐部盛秀氏
教育委員長	大野政行氏	教育長	富樫繁樹氏
教育次長	吉田正幸氏	学校教育課長	栗山俊彰氏
社会教育課長	田中哲也氏	病院事務局長	森原裕氏
消防長	富田照男氏	消防署長兼 総務予防課長	辻道元信氏
消防課長	石岡竹志氏	生活安全センター長	西原淳志氏
監査委員	宇野政美氏	監査委員事務局長	中村正法氏

○出席事務局職員

議会事務局長	北山一幸氏	総務係長	豊口哲也氏
--------	-------	------	-------

◎議長（高橋 守氏） 開議の前に、9月12日に亡くなられました西村和義副市長に対し、三笠市議会並びに市理事者の総意として、ここで哀悼の意を表し、衷心から御冥福をお祈りしたく、1分間の黙禱をささげますので、御起立お願い申し上げます。

黙禱。

（黙 禱）

◎議会事務局長（北山一幸氏） 黙禱を終わります。お直りください。

ありがとうございました。

◎議長（高橋 守氏） 開議の前に連絡します。

三笠市立岡山小学校から岡山萱野小中一貫教育特区地域科の授業の一環として、6年生の議会傍聴の申し出がありましたので、許可しております。

また、教育委員会及び総務課並びに岡山小学校から写真撮影の申し出がありましたので、許可しております。

開会 午前10時30分

◎開 会 宣 告

◎議長（高橋 守氏） ただいまから、平成19年第3回定例会を開会します。

◎開 議 宣 告

◎議長（高橋 守氏） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（高橋 守氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、3番佐藤議員及び10番藤浪議員を指名します。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎議長（高橋 守氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月27日までの10日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

会期は、10日間と決定しました。

◎日程第3 諸般報告

◎議長（高橋 守氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、議会事務報告については報告済みといたします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、教育委員会審議事項報告については、報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇報告を願います。

（市長小林和男氏 登壇）

◎市長（小林和男氏） それでは、報告させていただきます。

報告第1号市長行動報告についてでございますが、まず北海道立三笠高等学校の閉校反対に関する要請ということにつきまして、4月9日、北海道知事、北海道議会議長、それから空知管内から出ております北海道議会議員稲津久、北準一、河合清秀、稲村久男、この4名の議員の方々に陳情要請行動してまいりました。その要請行動には私と市議会高橋議長、それから富樫教育長も一緒に同行いただきました。

まず、私のほうからは、今回の停止されました公立高等学校配置計画案については、地元の意向を全く考慮せず、閉校という状況が出たことはまことに遺憾であると、本市としては到底受け入れがたいものだと強く申し上げました。そのほか具体的な内容を付して申し上げたところでございます。これに対して、それぞれ北海道知事につきましては越前知事室次長が対応しておりまして、各市で開催される地域別検討会で地域の皆さん方の意見を十分聞いて対処していきたいと。それから、各議員につきましても、とにかくいろいろな状況あるにしても、高校をただ生徒数の減少をもってして閉校することについては大きな問題があるということで、今後も力強く撤回を求める行動を移していきたいと、このようにお話をいただいたところであります。

また、8月29日も同じメンバーで、北海道の教育委員会、教育長に対して行いました。これはその間行われました高校対策問題協議会で意思確認いたしました。具体的に反

対要請行動としようということで、署名運動あるいは撤回のための要請はがき運動等々行いまして、当初1万名の目標に対して市内外、道外から約1万1,488名、ほぼ三笠市の人口に匹敵するくらいの署名を集めることができました。その署名をもって強く要請したところでもあります。

次に、平成20年度、来年度の空知地方の開発予算に関する要望として7月17日、空知管内すべての市町村の首長が集まりまして、北海道知事に対して要請をしまいいりました。それから、何せ人数が多いし、要請行動の場所が多いものですから、空知管内を五つの班に分けまして、私どもは旧産炭地、夕張市を除く4市1町が一つの班になりまして、特に産炭地域の雇用拡大あるいは再生のためのいろいろな施策、そしてまた、現在まだ埋蔵量の8割が残っているとされるこの空知の石狩炭田についての地下資源の再開発、そういったこと等につきまして、副知事あるいは雇用関係では中小企業整備公団北海道支部に対し、また北海道経済産業局産業部長ほかいろいろな方々に要請をしまいいったところでもあります。

続きまして、この空知管内開発期成会としては、8月2日、東京に赴きまして、経済産業省、資源エネルギー庁、それから資源燃料部長あるいは石炭課長等にお会いいたしまして、空知旧産炭地の振興についてのいろいろな要請をしてきたところでございます。

いずれにつきましても、それぞれの担当のほうから、特にその資源燃料部あるいは石炭課等につきましても、新しい産業新エネルギーをこれから求めていかなければならない国際情勢にあるというようなことから、そうした部分についても今後積極的に努力をしまいいりたいと。そういった中で特に指摘しておりましたことは、地域資源の活用、露天掘りの問題、それから雪の資源化、そしてバイオマス、あるいは石炭跡の地で有しておりますメタンの利活用についても申し述べて、それぞれ理解をいただいたところでございます。

引き続きまして、7月27日に石狩川水系幾春別川総合開発事業につきまして、新桂沢ダム・三笠ぼんべつダムの建設促進に関する要望をいたしました。これはこの要望に直接かわりのあります三笠市と岩見沢市、それから桂沢水道企業団と同一で構成されております幾春別川総合開発期成会として行ってまいりました。

石狩川開発建設部につきましても、厳しい財政事情ではあるけれども、何とか完成のために現在鋭意努力している最中でありまして、いよいよ取水塔、そしてトンネル工事等も始まっているというようなこと等から、ことしも大幅の予算で向こう4年間、取水塔の建設に全力を挙げて、あわせて平成21年には、いわゆるダムの堰堤並びに周辺の国道452並びに盤の沢、菊面沢にわたる林道、そしてその間でできております8カ所のいわゆる橋の撤去と新しく建造を同時並行していききたいと、こういうようなことが述べられたところでございます。

特に河川局に行ったときには、河川局長が、かつてこの桂沢ダムを建設したときに、その後いろんな新しい新桂沢ダムにかかわっていたというようなこと等もございまして、そういったこと等を含めながら努力していききたいということになったところでもあります。

後ほど工事報告いたしますが、現在、取水塔はことしから平成23年までの4年間にわたって約53億円をかけまして建設することに決定いたしまして、業者も鹿島建設が請け負うということで、事務所の建設について市のほうに打診あったところでございます。

以上、石狩川水系幾春別川総合開発事業期成会の北海道並びに国レベルでの陳情を行ったところでございます。

あわせてこのときには北海道選出の国会議員、飯島夕雁代議士、小平代議士、参議院につきましては中川義雄、伊達忠一、峰崎直樹、小川勝也、それから風間先生等についてもお会いいたしまして、それぞれ要望してきたところであります。

それから次に、8月21日に平成19年度の民主党の北海道総支部連合会によります国政・道政懇話会が岩見沢市で開かれまして、それぞれ空知管内の各市町村の首長が参加して、そこに記載している内容等について要望いたしましたところであります。特にこの部分は当初空知全体でということがあったわけですが、時間等の関係がございまして、南空知9市町村の首長と意見交換をし、午後からは中空知、北空知、一括行ったというふう聞いております。

以上が報告第1号であります。

続きまして、報告第2号三笠市副市長の死亡退職についてであります。そこに記載されておりますように御報告申し上げます。

次、報告第3号人事発令についてであります。そこに記載されております市立病院の内科医長であります阿部先生が、都合によりまして7月31日付で退職いたしました。現在、その補充につきまして、院長はじめいろんな関係機関に鋭意努力している状況でありますけれども、必ずしも明るい見通しがないということも現状であります。

続きまして、報告第4号市工事について申し上げます。

以下申し上げますが、市工事につきましては14件ございます。まず、大まかに申し上げますが、最初の市街32号線道路改良工事でありますけれども、これは振興公社の裏側から若松町に至る改良工事でありまして、工期はそこに記載しておりますように12月20日、進捗状況につきましては現在のところ20%というところでございます。

それから、続きまして、市街34号線の道路改良につきましては、先ほど申し上げました32号線の1本道道寄りのほうでございまして、これらにつきましても現在20%の進捗率であります。

次、唐松常盤町団地の改良住宅浴室整備につきましては、常盤町の集会所の横でございまして、これらについてもできるだけ早くやろうということで、現在努力いたしております。大体今のところ、その下にもあります浴室整備衛生設備工事とあわせて進捗率は約30%という状況でありまして、いずれも工期内には完全にでき上がるということの状況にあります。

次、5番目の弥生共同浴場の新築工事につきましては、過日、そこに書いてありますように入札が8月末に行われまして、8月28日から12月25日まで、つまり年内に完成

を予定いたしております、現在始まったばかりでありますので、進捗率については5%というところであります。

続きまして、2ページ目の弥生共同浴場の衛生設備工事についても同じく並行的に行っているところでございます。

次、7番目の公共下水道事業管渠新設第6工区工事であります、これは汚水の部分ですが、御承知のように弥生町2丁目、現在工事をいたしている道道のところの埋設工事があります。

続きまして8番目、多賀町であります新設第3工区工事、雨水のための工事あります。弥生のほうは現在30%、多賀町のほうについては20%、同じくその下にあります雨水管もあわせて20%の状況になっておるところであります。

次、11番目、三笠市浄化センターの汚泥脱水機修繕工事でありますけれども、これは御承知のように汚泥脱水機全体がかなり傷んでまいりましたので、それについての全面的な分解整備を行う、あるいは故障の部分についてを修繕するというので、これも8月末から始めまして、現在工事は10%、年度内に完成する予定で鋭意努力しているところでございます。

それから、弥生の春光町を境にいたしましてこちら側、三笠側岡山まで含めましてメーター器の取りかえ工事がありますけれども、現在約70%終わっているところあります。

同じく第2工区、つまり幌内と西、それから春光町よりも東のほう。つまり弥生、幾春別、桂沢まで含めまして約208基の取りかえでありますけれども、これについても70%の進捗率であります。

最後に14番目、市道三笠市街8・32・34号線の配水管改良工事がありますけれども、これは先ほど1、2のところでも申し上げましたように、これと並行的に行っております、こちらのほうはもう既に90%終わっているところでございます。

以上、三笠市の工事について申し上げます。

次に、北海道工事につきましては7件ございます。

まず、1点目は岩見沢三笠線交付金雪寒工事その2であります、これは現在工事を行っております道路工事あります。

それから、2番目は、岩見沢三笠線災害防除工事あります、これ2工区となっております、ちょうどホテルに行きます手前のところの左側のがけには、いわゆる災害防除のためのブロック並びにくい打ち等を行っております、それよりもちょっと芦別寄りのところ残っております、そのところを現在行っております、これも年内に完成する予定になっております。

次に、岩見沢三笠線の局改工事あります、これはトンネルの出口、こちらから行きますと湯の元温泉のところの出口側のほうは、御承知のように上は崩れてきているところでありまして、そこに出口があるものですから、そのことによって場合によっては雪崩等

がございます。あるいは大雨の場合は土砂が流れ落ちるというようなことから、そこについての受けさくの設置工事が現在行われているところでございまして、これも11月20日を完成のめどで行っているところであります。

次、4番目の幾春別から桂沢、それからその下にあります5番目の工事2工区は、いずれも中央分離帯のところに引いております黄色い線がありまして、あれ車に乗る方はわかると思いますが、あの真ん中の線に乗るとがたがたがたというこういう音響が出て、いわゆるここは追い越し禁止だよということを知らしめる、ああいう工事を現在行っております、これは幾春別から桂沢、ずっと追い越し禁止の地域についてはすべて行うということで行っております。ちょうど大里のところにもう既にでき上がっておりますが、その部分を行っております。

それから、次に6番目。これも同じく幾春別から桂沢までのランブルストリップス工というのですね。それを行っております。

次、最後の珍古の沢予防砂防ダムの工事であります。これは大里のところから珍古の沢の奥のほうで土砂崩れがございまして、そこで砂防ダムを建設するというので、これは1月20日着工でございまして。工事請負人はそこに記載している者であります。

以上7件が北海道工事であります。

最後に、国の工事について申し上げます。

国の工事につきましては、先ほども陳情のときの報告の中で申し上げましたように、幾春別川総合開発事業のうち、新桂沢ダムの取水塔工事につきまして記載いたしております。そこに記載のとおり、あらゆるいろいろなものを持ちまして、平成19年8月14日から23年の3月18日までに、契約金額が約51億5,760万円という金額で鹿島建設が受注いたしました。いよいよ本格的な工事が始まるということになるわけでございます。いずれにいたしましても、これから桂沢、この工事だけで三笠市には約40名の鹿島の職員が常駐するというのでございますから、できるだけ幾春別の地域に一番近いほうにということで、現在、幾春別地域の市街地等について事務所、資材等も置く関係ありますから少し広い面積を求められておりますので、何とかそういったことで幾春別の地域振興に役立てていただければ、これから鹿島と打ち合わせしながら、例えば三笠市で調達できるいろいろなものについて、ぜひ地元から購入していただきたいといったことも含めてお願いしてまいりたいと思っております。

以上、工事報告について終わらせていただきます。

次、報告第7号、火災発生についてでございます。

8月12日の日、午前10時29分ごろ、消防署のほうに火災が発生しましたという通報がございました。場所はいわゆる岡山にありますサンファーム三笠内の店舗でありました。そこに書かれてありますように、あそこのところについてはいわゆる食べ物を提供している場所でございます、出火の原因につきましては、飲食店の厨房において中華なべで揚げ物用の油を予熱中に、たまたまその場を離れた際に油が漏れたのか、火が入ったの

かわかりませんが、火が発生したということで、片一方では消防署のほうに通報するし、また現場におりました職員が直ちに消火器によって消火活動をいたしました。その結果、全くなべ周辺が焦げたという程度でございまして、損害については現在調査中と言っておりますけれども、ほとんどそういう部分は営業には差しさわりのないというような状況でございました。

以上、報告1号から報告7号まで報告させていただきます。

◎議長（高橋 守氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

報告第1号、総務部関係について。

◎3番（佐藤孝治氏） 第1号の中の平成20年度の空知地方の開発予算に関する要望という中で、これらの中に石炭資源を利用した新エネルギー、また地域資源の活用と環境保全という部分で訴えさせていただいておりますけれども、明年行われる北海道洞爺湖サミット、これはもう間違いなく地球温暖化、環境というのがメインテーマになってくると思われます。こういう部分でこの三笠、そしてこの空知というものを訴えるにとっては絶好のチャンスだと思いますけれども、そのサミットに向けての発信と受けとめてよろしいのでしょうか、お伺いいたします。

◎議長（高橋 守氏） 小林市長。

◎市長（小林和男氏） サミットの問題について、実はこれすべて北海道がどうのこうのというのではなくて、外務省が中心になってやるということでございまして、今回安倍総理がああいう形で辞任いたしましたものですから、外務省はまだ具体的なものを一切出していないということで、北海道のほうでもその部分についてはまだ十分対応し切れてないというようなことがございまして、何とか北海道としては北海道の持っている自然のすばらしさ、環境のすばらしさということを訴えていきたいという基本的な理念はいささかも変わっておりませんが、具体的にどうなるということは、今後新しい総理が決まって、その中でサミットについて早急にやはり取り組まれるだろうというふうに我々サイドでも思いますので、そのときに道民からいろんな意見を求めるということであれば私どもとして努力してまいりたい、このように思っています。

以上。

◎議長（高橋 守氏） 佐藤議員、よろしいですか。

次に、報告第2号、総務部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） ないようですから、次に報告第3号、総務部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、報告第4号、建設部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） ないようですから、次に報告第5号、建設部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 次に、報告第6号、建設部関係について。

熊谷議員。

◎11番（熊谷 進氏） この工事に着手して結構の年数たっていますけれども、やっぱり具体的に物が動き出すのかなと、この受注金額からしてですね。そこで、前段市長の御報告の中で40名ほどが常駐されるということと、それから資材置き場の確保、あるいは市内で調達できるものについては可能な限り、このようなお話がありましたけれども、今、飯場なんていう言葉はもう死語になっているかもしれませんけれども、昔流に言う飯場ですね。この辺のことは現場近くに、あるいは弁別地区だとか、幾小もあのままあいたままになってグラウンドもあるのですが、そこらについてはどんなことなのか、もう少し具体的にお願いします。

◎議長（高橋 守氏） 総務部長。

◎総務部長（西城賢策氏） まだお話をちょっといただいた段階です。鹿島さんのほうでお仕事をとられたということありまして、市のほうに市の遊休地で使わせていただけたところがないかという話が実はありまして、私どものほうの管財が中心になって、今何点か挙げました。私どもとしましては、市長も先ほど申し上げておりましたけれども、今のところ旧幾春別小学校の敷地跡を活用できないかなと。幾春別の市街にもいい影響が与えられるのではないかなということで、現在まとめつつあります。今まだ完全ではありません。

向こうはそれが来れば光ファイバーも含めて設置を考えたいというようなことがありまして、その辺がきちっとうまくいくのかどうかということもありますから、最終その辺を見きわめた上で向こうが問題なければ、そういうような方向で進めたいなというふうに思っている段階でございます。

なお、事務所にはやはり泊まり込むらしくて、これは完全にすべての方がということでもないかもしれませんが、一応40名ほどの規模で来られるという中で、ほとんど泊まるのではないかということのようでございますので、私どもとしては何とかできる限り便宜を図って取り進めたいなというふうに考えている最中でございます。

◎議長（高橋 守氏） 熊谷議員。

◎11番（熊谷 進氏） そこで、いみじくも今幾小の話が出ましたけれども、規制緩和、規制緩和と国は大きなかけ声だけはかけるのですけれども、相変わらずがんじがらめの規制というのが現実だと思っています。

そこで、この幾小についても、今のようなケースでこの校舎を活用するとすれば、例の補助金適化法の関係なんかで、果たしてこれを有効に活用することが可能なかどうか、ここらについて答弁をお願いします。

◎議長（高橋 守氏） 西城部長。

◎総務部長（西城賢策氏） 私の説明不足でございました。今のところ施設を使うという考え方は向こうございませんで、グラウンドの部分に新たに施設を設けたいと。恐らく使

い勝手のこともあろうと思いますし、向こうの御都合のよいような形でつくりたいということだと思しますので、どの程度の強固なものかというのはちょっとわからないのですが、今のところは新たにグラウンド敷地を借りられるのであれば、そこに施設を設けたいという考え方でございます。

◎議長（高橋 守氏） ほかにございませぬか。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） ないようですので、次に報告第7号、消防本部関係について。

（「なし」の声あり）

質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

次に、教育行政報告を行います。

教育長から報告を求めます。

教育長、登壇報告願います。教育長。

（教育長富樫繁樹氏 登壇）

◎教育長（富樫繁樹氏） 教育行政報告を申し上げます。

報告第1号公立高等学校配置計画についてであります。

平成19年6月5日に北海道教育委員会が公立高等学校配置計画案を公表して以来、私たちは、三笠市高校問題対策協議会を開催し、今後の対応、具体的な閉校反対運動を実施してまいりました。

7月9日には、今、市長が行政報告いたしましたように、三笠市長、市議会議長とともに北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道道議会議長、空知管内選出の北海道議会議員に対し、三笠高等学校の存続を求める要望書を提出いたしました。7月23日には、北海道教育委員会主催の空知南学区の地域別検討協議会において、三笠市長並びに三笠市PTA連合会会長が次の点について質問、そして高校を残すように強く求めてまいりました。

一つ、地域に高校がなくなることは、三笠地区の多くの子供たちが遠距離の通学を強いられ、生徒の精神的負担や保護者の経済的負担の増、さらには三笠市にとって経済的な影響が大きいことから、地域の意見を十分に反映させた計画の見直しを行うこと。

二つには、北海道の新しい教育施策として、全道から児童生徒を受け入れのできる中高一貫教育など新たな内容での高校教育により、三笠高等学校の存続を図ること。

三つ目には、北海道教育委員会の示した配置計画案は都市偏重であり、地方の過疎市町村の振興を考えた中での北海道の高校教育のあり方について再検討することを強く訴えてまいりました。

これらの行動に並行して、市民、町内会、校長会、教頭会、小中学校のPTAなど多くの市民、札幌三笠会、東京三笠会などの三笠の縁のある方々によるはがきや署名による閉校反対、存続を求める運動を展開いたしました。この成果であります1万1,488名分の反対署名簿を持って8月28日、再度、三笠市長、三笠市議会議長とともに、北海道教

育委員会教育長に三笠高等学校の存続要請を行ってきたところであります。

しかしながら、9月10日の北海道教育委員会で決定された公立高等学校配置計画の空知管内については当初計画案のとおりであり、三笠高等学校は平成20年度1学級減、平成22年度募集停止という内容であり、これは到底受け入れられるものではありません。したがって、平成22年度の募集停止まで限られた期間であります。今後とも存続に向け、あらゆる努力をしていきたいと思っております。

また、在校生並びにこれから新入学希望者に不安のないように、高校、中学校、教育委員会が強く連携を図り対応してまいりますので、市議会議員の皆さんのさらなる御支援をお願い申し上げ、教育行政報告といたします。

◎議長（高橋 守氏） これより、教育行政報告に対する質問に入ります。

谷津議員。

◎9番（谷津邦夫氏） 残念ながら、道教委の姿勢は非常にかたいというのが結論だと思っています。それで、6月の道議会に、三笠高校出身の岩見沢の河合道議が、具体的に三笠高校の名前も挙げながら具体的な質問をしています。その中で、道教委の姿勢というのは、十分地元の市町村や教育関係団体の意見を聞くと、そんなことを建前にしながら、今後とも地域の実情を考慮していくと、そういう言い方をしていたと。そんな中で結果的には残念な方向に結びついているのですけれども、留萌管内で1校だけ、いわゆる間口、そのまま存続すると。どういう運動を展開したかわからないけれども、その辺の何か情報等ありましたら聞かせていただきたいのと、あと先ほどちょっと教育長出ていました遠距離の通学による交通費の増、あるいは下宿を補助する。交通費に当たっては1万5,000円以上と、月ですね。そんな言い方をしていましたけれども、その辺まだ詰まってはいるようですけれども、何かちょっとそういう情報がありましたら聞かせてもらいたいと思います。

◎議長（高橋 守氏） 富樫教育長。

◎教育長（富樫繁樹氏） 私のほうから、手塩高校だと思っておりますが、若干情報として聞いております。内容につきましては、手塩高校がもしそういう事態になりますと、稚内まで普通科がないと。もしくは下におりてくると留萌まで普通科の高校がなくなるということで、稚内、それから留萌についてもやはり50キロを超えるということで、当初はサテライト校という案になっておりました。ところが、やはりいろんなことで50キロ以上通うということになると、サテライト校としてもなかなか学校の運営が難しいだろうということで、手塩町が通学費を全額、ちょっと後で説明させますが、1万3,000円を超える通学費については道が今回補助をするという考え方を今発表しておりますから、その1万3,000円の分を手塩町が全額負担するというのを道に約束したと聞いております。それがどの辺まで文書なのか口頭なのかわかりません。それで、うちと同じ今特例2間口なのですけれども、当面40人以上の生徒が可能性としてあるということで、道教委としては前後の推移を見て、当面、来年度は普通2間口80人の定員で行うということで今回

の計画案から外れたと聞いております。

この辺、私ども、例えば三笠高校についても、そういうことについては事務方でどのぐらいの費用がかかるのかなということは、当然いろんな検討もしてきましたけれども、やはり私どもこういうことを対応するとすれば、1,000万円を超えるような費用がかかるのかなと考えております。そういうことから、到底三笠としてはそういう案を持って反対の中では言っていけなかったということで聞いております。

◎議長（高橋 守氏） 吉田教育次長。

◎教育次長（吉田正幸氏） 道の通学費等の補助でございますが、当初は1万5,000円以上ということでございましたが、今回の中では1万3,000円。さらに収入は年収452万円ということでしたが、これが605万円ということになりました。その所得についてはかなり緩和されたのではないかというふうに思っております。

また、手塩は現在39名で欠員が21名ということで特例2間口ですけれども、39名ですので、あと2人いれば2間口ということが保証されるわけですけれども、その辺について、まちとのやりとりがあったように聞いております。

以上です。

◎議長（高橋 守氏） 谷津議員。

◎9番（谷津邦夫氏） 今、中身についてそれほど詳しく議論する必要ありませんけれども、その教育長の報告の中で中高一貫教育、出ていましたね。その辺のちょっとそういう、これから市としてどういうふうに展開を具体的にしていこうとしているのか。

それともう一つ、河合道議のほうから、もっと三笠的にローカル色的なものが何か出てこないのかという話がありました。私のほうから、せっかく立派なまだまだ耐震装置もがっちりしていると、そういう施設をぜひ教育的な、あるいは社会的な分野から、ぜひ三笠の場合、市長の専門職ではありませんが、古生物学会だとか地質学会、三笠で開かれていて、三笠に来てそういうものをぜひ会議を、ああいう一つの大きな教育の場でもありますから、宿泊を兼ねたそんなようなローカル色的なものを、教育の観点からそういう学芸員中心とした世界的なレベルでのインターナショナル的なものを考えて御提案したらいかがかなと、そういうことを申し上げておきました。

そんなことを含めて、中高一貫教育を含めて、ちょっと三笠的なものはないでしょうか。

◎議長（高橋 守氏） 富樫教育長。

◎教育長（富樫繁樹氏） 中高一貫教育について、やはりただ三笠高校を残してくれと要望しても、なかなか道の検討も出てこないと思いましたので、具体的な小中一貫教育、私どもは小中一貫教育をやっていますから、それを高校までつなぐような教育が必要でないかということで、例としては今登別で明日という中等教育学校がございます。これは北海道で初めてで、この中等学校は中学も全部道立でございます。校舎もすべて道がやったということで、いろいろ三笠市も頑張っているのですけれども、やはりこれから中高をやっ

ていくとすると、道は、このルールの中学校も道が負担しながらやる高校についてはもう設置しないと。今後やるのであれば、中学校の分は三笠市が、もしくは各自治体がしっかり受け持ってもらえるのであれば高校との一貫教育は可能でないか。こういうことになりまして、今の段階で子どもが中学校を市の負担で中高一貫教育をやるとするのは非常に困難ということで、これについても断念せざるを得ないのかなと。

ただ、なぜ登別にこの1カ所なのだと。子どもとしては、全道やっぱり広いから、4カ所ぐらいあっていいのではないだろうかという要求も引き続きしていきたいと考えております。河合先生、もしくは釣部議長も含めて、公明党の稲津先生も含めて大変な尽力をいただいていたわけですが、なかなか道議会としては、この案を撤回するような形にはもうならないのではないだろうか。やはり北海道のいろんな行財政の改革の中で高校なんかでいくと、この高校再編についてはやむを得ないという考え方になりつつあるということで聞いていますけれども、子どもは大切な高校ですから、何とか22年の募集停止まで、あらゆる機会をとらえて頑張ってもらいたいと思います。

◎議長（高橋 守氏） 小林市長。

◎市長（小林和男氏） 谷津議員のほうからあと、今のところは子どもとしては表論議はしてありませんが、当然先ほど報告しましたように、最後まで可能性があるのならそこを求めていきたいという姿勢に変わりありません。

しかし、一方では、現実あの建物が残るわけですし、敷地も相当な面積がございます。これを買ってくれと恐らく来るだろうと思います。買ってくれと言っても、買う資力は全くございません。ですから、ただでよこすとしても、私に言わせれば、後で校舎を全部点検してもらいますけれども、もし使う方法がなければ、更地に全部しておいてくれと、こういうふうに求めていきたいなと思っておりますが、ただ一つ国際的な云々というのがありました。確かに私も率直に申し上げて残念だったなと思うのは、今回、先週末、北大で国際頭足類学会がございまして、世界約60カ国から学者さん方が来ました。その後巡検に、夕張、三笠、中川町と入ったのですけれども、夕張へ行って、結局夕張はいろいろ問題が、問題というか、いろんなことがあったものですから、夕張から本当は三笠も泊まるということだったので、御承知のように各国いろいろな国々から来ています。それに対応できるホテルではないのです、桂沢は。肉一つつくるにしても、牛はよくて豚はだめだとか、豚がよくて牛はだめだとかとさまざまな条件があったものですから、一たん全部札幌に引き上げました。そして、改めて中川町にきょう向かっております。もし、そういったことで、三笠にも国際的に豊かになりまして四十数名参りました。きのう、おとといですね。そういうことで、そういう意味では、ここは大変国際的にも貴重な資料があるということで、今回学会で、三笠博物館が発行しております研究紀要が、各国にほとんど在庫がないくらい売れました。これで少し博物館も収入増になるのではないかと思いますけれども、そういうことで国際的には高く評価されておりますので、今、谷津議員の提案していただいたことなんかも含めながら、これからまたいろいろ紆余曲折があ

と思いますけれども、議会の皆さんあるいはまた市民の皆さん方と相談しながら、今後の部分を考えていきたいと思っておりますが、当面はただただ反対でいきたいと、このように思っております。

以上です。

◎議長（高橋 守氏） よろしいですか。ほかに質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、教育行政報告については、報告済みとします。

次に、選挙管理委員会行政報告については、文書御配付のとおりでございますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

谷津議員。

◎9番（谷津邦夫氏） 6月定例のときに、統一地方選挙に当たって報告があったときに、投票所に着いて、高齢者あるいは身障者含めて玄関の下足を履きかえなければならぬと、非常に不便であると。そんなことでぜひ直接入れるように検討してほしいと、そういう御提案を申し上げました。選管では金のかかることだと、十分相談して検討したいということで、結果的にはこのたびの参議院選挙の投票所に行ったら直接土足のまま入れて、非常に市民の皆さんから喜ばれております。大体どのぐらい経費がかかったか、そこだけちょっとお聞かせください。

◎議長（高橋 守氏） 草野選管委員長。

◎選管委員長（草野正彦氏） 経費につきましては、1カ所につきまして約1万円程度ということで、土足用のシートを敷くことができました。

以上です。

◎議長（高橋 守氏） ほかに質問ございませんか。

熊谷議員。

◎12番（熊谷 進氏） せっかく選管の委員長に御出席いただきましたから、1点伺っておきます。

実は近年、開票作業の効率化とかスピードアップについて、非常にマスコミも大きく取り上げていますよね。全道180市の中でどこが1番とか、どこが2番とかというようなことなのですが、そのナンバーワンは別にしても、私たちことしに入ってから、扇谷議長時代最後に、市長の提案理由の説明についても、慣行、慣例でもって1本ずつ市長に登壇、降壇を繰り返してもらっていたのを束ねて何本かにするとか、それから11月の決算委員会も、今度はもう証書審査を割愛しようというようなことで、議会は議会で日々改善をしていますけれども、人間ややもすれば慣例、慣行に縛られたり、あるいは先例踏襲主義なんていう言葉もあるのですけれども、トヨタではありませんけれども、日々改善をするという、こういうスタンスというのはどの執行機関であれ、あるいは我々議会であれ必要だろうと思っています。

そこで、この開票作業の効率化について、選管の委員長として、今回の参議院選では執行機関のトップとしてどんな方針を示されたか。それから、細かい部分では事務方から、それらにかかわるものの答弁をいただきます。

◎議長（高橋 守氏） 草野選管委員長。

◎選管委員長（草野正彦氏） 昨今、新聞、マスコミその他報道で非常にスピードが重視されて、順番までつけていろいろ報道されておりますけれども、私は選挙というものはスピードだけではないと、やはり正確が一番だというふうに考えております。迅速にスピードアップというのも大事だろうと思っておりますけれども、行き過ぎると大変なことになりますので、私としましては、正確さを第一にという指示を皆にいたしておるところでございます。

◎議長（高橋 守氏） 内田市民生活課長。

◎選管事務局長（内田克広氏） それから、先日道内の選管の投票についての開票効率が表示されて、三笠市は159番目ということでございました。岩見沢市は上位にありまして34位ということで、管内では1番目でしたが、その次は夕張市ということで42番目ということでございました。これらの速いスピードに関して非常に効率化がされているということで、私どもちょっと調査しましたら、今回の比例のほうですが、比例については名前をずっと分けて記載していったわけですが、OCRといいまして、光学読み取り装置といいまして、光でもって漢字を読み取る装置というものを岩見沢市、夕張市あるいは滝川市、美唄市さんが使うということで、大体人間の50倍の速さがあるということでございまして、こういったものを使うことによってスピードも若干は上がるのではないかなど。ただ、金額的には約300万円程度しまして、1台ですと非常にトラブルが起きたりしますので、大体2台ぐらい設置しているという話を聞いております。

そんなことで、私ども選管としましては、一応比例については案分の表を事前につくったり、そういうことで対応いたしまして、時間的にはちょっと遅かったのですが、私どもが予定しておりました時間より約1時間程度早く終わったということでございます。

以上です。

◎議長（高橋 守氏） 熊谷議員。

◎12番（熊谷 進氏） 委員長おっしゃるように、スピードアップだけを求めて結果として不正確、これはもう最悪のケースですよね。しかし一方、私たちも選挙をやる立場からすれば、正確で速いスピードと両方求めたいのですよ、実は。

そこで、二兎を追う者云々と言うけれども、あえて私がきょうこのことを言うのは、さっきも言ったように慣例、慣行に縛られて、そこに創意工夫とか改善の努力がないということがあるとすればという戒めの意味を言っているわけです。

ですから、ここ数年、新聞等の報道を見ても、例えば作業台を何センチか高くした、低くした、位置を左右に振っただけでも相当短縮できたというような報道なんかもありますから、今、担当課長から300万円、それを2台、それで1時間、費用対効果はどの

よと一瞬思いましたから、今うちの財政状況を考えれば、短絡に私はそんなことを求めません。しかし、常にさっきも言ったように、改善をするというこの姿勢をぜひ今後とも基本に据えてやっていただきたいと、このように要望して終わります。

◎議長（高橋 守氏） ほかに質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、選挙管理委員会行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

◎日程第4 一般質問

◎議長（高橋 守氏） これより、議事に入ります。

日程の4 一般質問を行います。

一般質問については、齊藤議員ほか3名から通告がありますので、通告順に従い、順次質問を許可します。

4番齊藤議員、登壇質問願います。

（4番齊藤且氏 登壇）

◎4番（齊藤 且氏） 平成19年第3回定例会に当たり、さきに通告いたしました北海道洞爺湖サミットへの取り組みについて及び子育て支援について理事者側の見解を求めますので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

まず1点目、北海道洞爺湖サミットへの取り組みについてであります。

平成16年制定された三笠市民文化芸術振興条例の前文に、三笠市は明治の時代から日本の近代化に大きく貢献した石炭産業と農業に発展したまちである。その後、エネルギー革命による炭鉱の閉山とこれに伴う人口の流出等により、まちの経済は後退を余儀なくされたが、先人が築いた特色のある文化と芸術は、熱意のある市民の手で今日まで大事に受け継がれ、育てられている。急激に変化する社会の中にあって、私たち市民は、郷土の文化と芸術をもう一度見詰め直し、その継承を図り、新たな文化と芸術をはぐくみ、そして生活の中に喜びや感動を共有できる心豊かな社会をつくり出していく必要がある。文化と芸術がもたらす生活をすべての市民が享受できる環境をつくるため、ここに文化と芸術の振興についての考え方を明らかにするとともに、三笠市の水清く緑あふれる豊かな自然と風土に根づいた独自の文化と芸術をつくり、守り育てていくことを決意し、この条例を制定する。このように意義づけがされており、さらに同年10月、空知の炭鉱関連施設と生活文化に三笠市を発祥とする北海盆おどりが北海道遺産に選定されたことは、大変喜ばしいところであります。また、この前文にも「明治の時代から日本の近代化に大きく貢献した石炭産業」と記載のように、初代内閣総理大臣伊藤博文をはじめとして黒田清隆、榎本武揚、西郷従道など近代化日本に大きく貢献した日本人と、さらにクラーク博士やライマ

ン、クロフォード、ケプロンなど雇い入れ外国人の技術による日本人と外国人が力を合わせた一大プロジェクトにより、近代化日本の夜明けが開始され、これら先人たちの足跡が三笠市に残されております。

そこで、本年3月、道議会で決議されました2008年サミットの北海道開催に関する決議文に、「北海道は、東アジアを中心とした近隣諸国地域との交流の推進など戦略的な自治体外交の推進、貿易・経済交流の推進や国際観光の振興など北海道ブランドの世界への発信、外国人も暮らしやすい環境づくりなど国際社会との共生環境づくりの三つの基本方針のもと、国際化推進施策を展開するなど、国際貢献の一翼を担い得る世界に開かれた地域づくりを積極的に進めているところである」、このように述べられております。

ここ数年来、北海道の食や観光を中心とした環境は大変厳しいように思えてなりません。特に白い恋人やミートホープなど数社の企業による食の信頼失墜事件、また昨年勃発した「炭鉱から観光へ」で取り組んだ夕張問題などは、自治体の崩壊につながりかねない大きな社会問題となっております。

私は、明年開催されるサミットの決議文を踏まえ、先人たちが命をかけて築き上げた三笠市が、世界に発信でき得る資格のあるまちであることと確信いたしております。特に先人たちが残した歴史的な北海盆おどりは、昨年、高橋北海道知事も一緒に踊ったすばらしい文化であり、財産であり、三笠市民文化芸術振興条例にうたわれているように、私たちは今後も継承し、守り育てていく責務があります。

これらのことも踏まえて、明年のサミットに向け、どのようにかわりを持てるか。道内各地域におきましては、知床世界自然遺産体験ツアー、旭山動物園・花観光体験ツアー、お雇い外国人の足跡をめぐるツアー、アイヌ文化体験ツアー、子供サミットなど、いかにして地元から世界に発信できるかアイデアが出されております。このたびのサミットは、市民の皆様からも多くの知恵をいただき、参加できればと考えております。例えば道や国にも働きかけ、三笠ドームを会場にした盆踊り平和サミットなども可能ではと考えております。理事者側もさまざま思いはあることと思います。考えがあればお聞かせください。

2点目に、子育て支援に関しての三笠市のホームページ掲載の改善についてであります。

私は、この1年数カ月の間、3組の親子が他市町村から三笠市への移住にかかわりを持つことができました。1組は2人の乳幼児を抱えた親、残り2組とも2人の小学生を持つ親です。的確な情報を伝えたく、市のホームページの中で子育て支援を検索したところ、市では平成17年1月に策定した三笠次世代育成支援行動計画に基づき、児童福祉のほか子育て支援の環境整備に取り組んできましたが、1年間の出生は50人程度で、空知管内でも最低の出生率となっており、今後も人口減が心配されています。

このように移住を希望したい人に対して余り的確とは思われない情報であり、さらに調べると、本年4月の広報みかさ、テレフォン相談、子育て支援センターと、電話番号が掲

載されているだけでした。近隣のまちのホームページがどのようになっているか検索すると、妊娠から出産、さらに育児の相談と、大変詳細に作成されております。

そこで、1年間の出生が50人程度といえども、的確な情報が伝わるようなホームページの改善を早急にすべきと思います。理事者側の考えをお聞かせください。

次に、子育て支援の一つに、他のまちでは所定の養成講座受講者にせわすき・せわやき隊、健やか子育てサポーター、ファミリーサポートゆりかごなど、サービス料金を設定し、緊急時に子供を預けたりさまざま工夫をしながら、地域が積極的に子供の育成に取り組む姿がまちのホームページで紹介されております。私は今後のまちづくりに必要な事業であると思いますが、理事者側の考えをお聞かせください。

次に、妊婦健診補助など、さらなる少子化対策について。

この4月から市立病院で出産ができなくなり、妊婦一般健診だけとなりました。出産のときは、ほかのまちで入院出産しなければなりません。交通費の負担増も十分考えられます。産婦人科は全国的に医師の不足や診療拒否、さらにはたらい回しなどの影響が大きな社会問題となっております。また、妊娠から出産まで健診の回数も、一般的に14回程度と聞いております。また、診察の費用も10万円程度の医療費を負担するとも聞いております。昨年10月から出産一時金が30万円から35万円に増額はされましたが、子供を産み育てる環境にはほど遠い気がしてなりません。

本市も健診2回程度の助成があるとは聞いております。自治体によって2回から5回に改善し、さらなる子育て支援の改善に取り組んでいる自治体もあります。本年、小林市長が市政執行方針結びで「これからの時代は、それぞれのまちがみずからの責任と判断でその政策とまちづくりを競い合う自治体間競争の時代に突入し、知恵と努力によるまちづくりが必要とされております」と述べられており、私も賛同する一人であります。このことも十分考慮され、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます、壇上での質問を終わらせていただきます。

◎議長（高橋 守氏） 吉田教育次長。

◎教育次長（吉田正幸氏） サミットについては先ほど市長も申し上げましたが、私どもとりあえずの窓口として、町とはいろいろ連絡をとっておりますけれども、先ほど申しましたように所管が外務省ということでございます。その中で道の担当者としても、今サミットについてどの辺までの情報があるのかということでもいろいろ調べましたけれども、やはり今首相がやめてというようなことできょう道新にも出ていましたが、骨格としては配偶者プログラムとかエコとか、いろんなことが計画はされておりますが、その具体的なものということについては道もつかんでいないというか、外務省の時点でまだ白紙の段階だというふうな情報でございます。

今まで決まったことについては、環境問題とか、そういうものについては柱としてありますけれども、こういう国もそうですけれども、道もさらに独自に道民会議というものをつくって、いろいろ歓迎等々の行事をこれから検討していくわけですけれども、やはりそ

の骨格の部分がはっきりしていないということでは、まずこれから随時そういう情報を流して、市町村のそういう要望なりアイデアを募っていききたいというようなこととさせていただきます。

ですから、私どもとしては、北海道遺産にも指定されました盆踊りですし、あれをそういうサミットの中で活用をぜひしていただきたいということについては、私どもこれからもどんどん提案していくなり、要望していききたいというふうに考えております。

◎議長（高橋 守氏） 澤上環境福祉部長。

◎環境福祉部長（澤上弘一氏） それでは、私のほうからまずホームページの関係お答えしたいと思いますが、私ども情報発信にはいろんな媒体を使って、今御質問にありますようなホームページまたは広報等を使いまして情報発信するわけですけれども、今はやっぱりホームページということでは、割と一般化して情報入手の手段としては活用されているのかという認識は持っております。

そこで、御質問いただきましてから、私も改めて市のホームページをちょっと見直してみましたが、やはり医療費の関係のところでは、乳幼児の関係の医療費の情報を載せてはいるのですが、質問にありますような子育て支援という表示は表立っては出ておりませんので、そういった意味では多少、多少といえますか、わかりにくいのかなという認識は持ちました。

そこで、やはりこれは、お話の中には、ほかのまちのホームページにはかなり詳細なことが載っているというようなこととございましたので、そういったところを参考にしながら、より工夫といえますか、改善できるところはして、わかりやすいホームページをつくることに努めていきたいなというふうに考えております。

それから、その次の子育て支援の中の、いわゆるせわずき・せわやき隊という子育て支援のサポートをしていく団体の件でございますけれども、これにつきましては御承知かと思えますけれども、北海道が平成16年10月に北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例というものを制定いたしまして、この実施計画として北の大地☆子ども未来づくり北海道計画、これをつくって、この中で全道的にそういう子供たちを支える、サポートするような組織づくりを展開していきたいという意向を持ったようでございます。

近隣では、管内で言いますと、翌年の17年から18年、2年間の間に滝川市、深川、美唄、月形、沼田と3市2町でこういった組織がつけられておりまして、ことしからは南幌町が新たに取り組んだということで、3市3町が取り組みを展開しているようであります。

中身は組織の規模とか活動内容はやっぱりさまざまございまして、このいわゆるせわずき・せわやき隊、通称何かすきやき隊と申しているそうでもありますけれども、こういった組織化が、うちにも何らかの三笠に合った組織が展開できるのかということは研究していきたいなと思います。ただ、このせわずき・せわやき隊、道ではこういうふうに申しておりますが、やはり自発的にといえますか、ボランティア意識がないとなかなか取り組み

ないものだなというふうに感じております。

ですから、そういった市民の意識啓発も含めてしていかなければならないのかなというふうに思いますし、また、もう一方のお話の中にありました健やか子育てサポーターあるいはファミリーサポートゆりかご、当市の場合これにかわるものといいますか、同様のものとしまして、児童館のほうで設置しております子育て支援センターのほうで、例えば子供さんを一時的に預かりたいという場合に保育士を紹介する保育ママ紹介事業などを実施しております、こういった取り組みは実際には行っているということで申し上げたいと思いますが、いずれにしても、そういった内容がホームページを見てすんなり入っていけるような中身にはなっていないかなと私も感じておりますので、その辺は改善に努めてまいりたいというふうに思います。

それからもう一点、妊婦健診補助についてでございます。

今、議員御指摘のとおり、女性が妊娠してから出産までに、大体十三、四回の健診を受けられるということが統計上出ているようでございまして、実はことしの1月に厚生労働省のほうからも通知がございました。その中では、14回受けるとしたら、そのうちの5回については、それぞれ各自治体でも健診を受けられるように配慮してほしいというような通知でございますが、ただ、つけ加えて、やはり財政上の問題がありますので、これはあくまでも強制ではなくて、できる範囲でやっていただければというような通知でございます。

そこで、当市の場合は、母子健康手帳を交付するときに2回分の受診券をお渡ししております。そこで、妊婦の方は御自分の使いたいときにその受診票を使っていただいて、健診を受けていただけるということで、1回分の助成額が前期で、ちょっと数字細かいですが、6,880円、それから後期分で6,590円と、この2回分を助成しております。

今、御質問の5回程度というところでは、予算の関係もございまして、近隣のまちの来年に向けての動向とかも調査しながら検討していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

◎議長（高橋 守氏） 齊藤議員。

◎4番（齊藤 且氏） 最初にサミットのほうの話からいきますと、私も外務省がやるということでやはり慎重にすべきだと、もちろんそう思うのです。もちろん国際的なことですので、一つのまちの三笠市がいかかなものかなと。でも、時代的には日々このサミットに対する考え方が変わってきている。私もけさの道新を見まして、かなりの紙面を使ってサミットについて書かれておって、各自治体のほうもやはり積極的に取り組んでいるところもあれば、いろいろとあるところもあればないところもあるなど。ただ、そう考えたときに三笠市はどうなのかと思ったら、私は本当にサミットに対する発信が十分できるまちだなという、このような認識あります。

それで、2年ほど前に、日本一の盆踊りをアフリカのガーナ大学に伝えたいというような話がありまして、これは教育委員会のほうにも言ったと思うのです。大樹町出身の方で

今現在ガーナ大学の日本語講師をされておる、こんな方がおりました、女性の先生です。それで、このガーナ大学に広めたいということで、三笠の北海盆おどりのテープと振りつけの指導が2年前に渡された、このように聞いております。それで、この方を介して広尾町の関連の人から手紙が来たのですよね。このちょっと一面を読みたいですと思います。

遠くアフリカのガーナの地に三笠北海盆おどりが響くのも間近でしょう。ガーナの太鼓や笛の民族楽器の伴奏つき、英語のガーナ盆踊り歌はどうなることでしょうか。楽しみです。

このように僕は、三笠のこの北海盆おどりは、これは日本的にも広がっていますけれども、もう2年前にアフリカのガーナのほうにも発信された。こんなすばらしい文化、もっと言えば、この盆踊りの歴史そのものが勉強していけば物すごい、これは宗教的な絡みもあるのですけれども、すばらしい盆踊りでないかなと、このように思いますので、ある程度慎重な考え方に基づいた、これからの三笠もそのように一つでも参加できるようなことをお願いして、このサミットについてのことは私の思いだけ伝えさせていただきたいと思います。

それと、この子育て支援なのですけれども、やはり僕も前回6月で議会質問して、人口問題というのは、三笠市においては非常にこれ今後も大事な問題だなと思うのです。だからなおさらのこと、このホームページの改善、これも積極的に早急をお願いできればなと思っています。

それとあと、この先ほど答弁ありましたせわすき隊だとか、こういうようなことも前向きに検討していただくという話にもなりましたし、出産一時金はこれ30万円から35万円になったのですけれども、健診に関しても2回から5回に、本来なら国のほうもちょっと問題あるような気がするのです。その分国のほうで予算をしっかりとつけてくれば、本当にさらなる子育て支援をできるものですから、今後これも三笠市を通じながら、積極的に国のほうに働きかけていけるようなことをお願いしたいと思います。

◎議長（高橋 守氏） 澤上環境福祉部長。

◎環境福祉部長（澤上弘一氏） 今の最後のほうの子育て支援の関係ですけれども、やはり委員おっしゃるように、本来的には国できちっと体制を整えた対応をしていただけるのが理想というふうに考えますし、また先ほどこのことについて検討していきたいと申し上げましたけれども、6月の議会でも、ほかの議員さんからもこの子育て支援についてはいろいろと質問いただいているところでございますし、単純にこの医療費の助成だけを考えればいいのか、やっぱりトータルでいろんなことを考えていかなければならないと思っておりますが、当面はやはり国からのそういった通知もございまして、できるかできないか研究、検討はしてみたいというふうに考えておりますし、あと国のほう、市長会等を通じてそういう要望できる機会があれば、またそちらのほうも取り組んで運営に配慮したいというふうに考えております。

◎議長（高橋 守氏） 小林市長。

◎市長（小林和男氏） サミットの問題なのですけれども、今、齊藤議員のほうからお話ございましたように、現場に行くということは物理的に考えてちょっと無理だと思います。奥さん方も出かけるとしても、あの周辺ということで聞いていますから。ただ、北海道で国際的な主要国のトップが一堂に会すというのは、恐らく後にも先にも、私が生きているうちは今回が最初で最後ではないかと思うのです。そうすれば、やっぱり北海道、道民挙げてこのサミットを成功させて、まさに北海道が今話題になっております環境問題の日本国の中でトップの状況に置かれているのだということを、そして北海道の歴史がどうつくり上げられてきたのかということ、国際的に電波に乗せるということは極めて重要だと思っていますから、そういう意味からしますと、北海道の近代産業を支えてきたこの三笠の役割というのは、極めて私は重要だと思っています。

そういう意味がありますから、情報を常にとるようにいたしまして、サミットに合わせて全道180の市町村が、その協賛としてそれぞれの市町村が独自のスタイルの中で表現していくということは、まさに歓迎を意味することだし、また地球温暖化防止に向けての一つの大きな役割を果たすのではないかと考えております。

最近、三笠が余り新聞に出ません。一生懸命頑張っているのに出ないのですけれども、特に御承知のように生ごみ回収というのは、今燃えるごみとか燃えないごみで集めていますけれども、本当に有効に活用するという点でもスタートしております。非常にいい製品ができておまして、そういったことが環境庁に高く評価されまして、近々、来月だと報告ありましたけれども、うちの職員が行って全国レベルでの環境問題、そして安全・安心な農業の一翼を担う、そういうものを三笠市がつくっているのだと。これはまさに環境問題に対する大きな力がありますから、それを発表する機会がございますので、そういった中でも環境庁から指名していただいたということの一つの契機にして、さらにやっていきたいと思っています。

それから、御承知のように新エネルギー問題についても、三笠もいよいよ来週北大の先生方を入れて立ち上げることにいたしました。過日内部での会議を持ちまして、いよいよ新エネルギーについて、本格的な学者の意見を取り入れて検討会を発足することにいたしました。そういった問題。さらに唯一の持っている石炭という資源をどう有効に活用するかといった問題についても今後とも取り組んでまいりたいと、このように思っております。

それから、先ほど部長のほうから答弁申し上げましたように、まだまだ工夫をしなければならぬ部分はたくさんあると思いますので、議員の皆さんや、そして市民の皆さん方からも大きな意見を聞きながら、固定概念にとらわれないで新しい発想で、いかにして住民の皆さん方に周知できるのかといった問題等についても取り組んでまいりたいと思っています。

ただ、御承知のように、実質公債費比率も必ず10位以内に入っておりますけれども、あれにのっかるのはここ2年ほどですので、3年以降からはずっと絶対のらないような状

況に今計画を立てておりますので、ひとつ皆さんにはよろしくお願いを申し上げたい。

以上です。

◎4番（齊藤 且氏） 以上で、質問を終わらせていただきます。

◎議長（高橋 守氏） 以上で、齊藤議員の質問を終わります。

この後の一般質問を保留し、昼食休憩に入ります。

休憩 午前11時53分

再開 午後 0時57分

◎議長（高橋 守氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続します。

3番佐藤議員、登壇質問願います。

（3番佐藤孝治氏 登壇）

◎3番（佐藤孝治氏） 平成19年度第3回定例会におきまして、通告どおり質問させていただきます。

公営住宅のペット飼育問題についてであります。この問題はかなり議論され、行政も実態調査などを行い、問題解決に向けて17年度に新たな規則を設けました。既にペットを飼っている人に対して届け出をすることにより、20年3月31日までの3年間の猶予期間を与えて対処するものであります。この期間もあと半年足らずとなり、まだ多くの市民の方が里親を見つけることもできず、また処分することもできず、期間が過ぎた後に強制的に処分しなければいけないのか、住宅を出なければいけないのか、どうしたらよいのか不安を感じております。

公営住宅でペットを飼育してはいけないことは、最近のことではなく、何十年も前から規則はありました。昔からペット問題はありました。行政が今まで何もしてこなかったとは言いません。その都度指導はしてきたと思います。しかし、これという決定的な対策をとらずにきたから、大きな問題に発展したのが現状であります。この猶予期間の3年間は短いのか長いのか私には判断できかねますが、行政のほうもどこかで線を引かなければとの思いで3年という期間を設けました。

しかし、現実には、まだ多くの市民の方は、どうすることもできずに不安を感じております。この3年間で今までのすべてを清算させようとするのに無理があるように私は感じますが、規則は規則であり、社会にはいろいろなルールがあり、守らなければ周りに迷惑がかかることは、だれしもわかっていることと思います。

しかし、問題になっている対象は、動物といえども命であります。猶予期間は、あと半年しかありません。行政として新たな指標を示すことができるのか、対処方針どおり住宅を出なければいけないのか、明確な答弁をお伺いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

◎議長（高橋 守氏） 黒田建設部長。

◎建設部長（黒田憲治氏） 今、御質問ありました公営住宅のペット飼育問題について、

これまで実施した取り組み、それをまずお話しさせていただきます。

平成16年度にペット飼育実態調査とペット飼育意識の調査をあわせて実施させていただきました。全入居者1,773戸、このうちペット飼育実態調査では2,466戸、約83%の回答が寄せられ、そのうち飼育対象者になっている方は189世帯、12.9%でありました。ペット飼育意識調査のほうは、回答が1,042世帯から約59%。この中で飼育反対というふうに回答された世帯数は、約3分の2の66%となっております。

この結果をもとに、市のほうではいろいろ内部協議して、その協議した内容をもって住民説明会の対応をさせていただいております。17年3月に各市民センター8カ所において、出席者のほうは132名でありました。そのうち飼育されている方が49名。この中でペットの飼育届を出していただくと、先ほどありました猶予期間を3年ということで、残りあと半年ほどになっていますが、現在を迎えていると。

この飼育届のほうは全体で201名おりましたけれども、届け出する前に退居された方もおまして、受理しているのは199件であります。

それから、市のほうは飼育禁止の文書を配布して、それから広報みかさなどで周知。さらには、ことしに入って市内の民間住宅の空戸調査しまして、ペットを飼っている方含めてそちらのほうに入居していただく方も、今までの例から見ますとあるものですから、そういう形で今作業を進めているところであります。

市内空戸91戸のうち売却してもいいよとか、あるいはペットで入居可能な戸数というのは、調査した結果6戸ありまして、これについては今後個別対応で対応していきたいというふうに考えています。

それからあと、イベントのときの里親探し、これについては鉄道村のイベント、それから三笠の梅まつり、あとダムフェスタ、それからサンデマーケットという形でPRをしてきたところです。あと飼育者に対しては適宜指導を実施してまいりました。

現状のペットの飼育状況なのですが、平成17年4月1日、この段階では飼育世帯数が201戸であります。平成19年9月13日、この段階では201が151、50戸減っております。減少世帯の内訳なのですが、ペットを譲られた方、これが11世帯、あと転出された方が15世帯、あと戸建て等を見つけられた方が9世帯、あとペット自体が亡くなってしまったという部分で11世帯、あと飼育されている方が死亡されたというのが2世帯等となっております。

今後の取り組みなのですが、市内にもボランティアありますので、この辺に協力依頼するとともに、今までやってきましたイベント時に里親探し含めてPR、それと飼育者に対して、今までは広報を通じて周知はしてまいりましたけれども、これから個別に対して訪問して、ペットを譲る意思のある方については写真を撮らせていただいて、ホームページ等で里親になっていただく方を探すという形で対応していきたいというふうに考えています。

現在201が151と、まだ4分の3ほど残っている状態なのですが、残り6カ月切り

ましたので、非常に厳しい状況というのは認識してございます。ただ、誓約書で誓約していただいたということから、やはり義務と責任という部分で義務を果たしていただくよう、今後最大限努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（高橋 守氏） 佐藤議員。

◎3番（佐藤孝治氏） ただいま答弁をいただきましたけれども、残りあと半年足らずということで、本当に行政の説明が今ありましたように、4分の3ぐらいがまだ残っていると。2年半かかってようやく4分の1、50戸程度と。本当に難しい問題だと思っております、この問題は。とにかく壇上でも言いましたけれども、相手がやはり動物とはいえ、命という部分を取り扱っている部分ですから、それで多くの市民の方が本当にまだまだ相談が寄せられております。この期間が過ぎた後に、本当に規則どおりにいかなければ、法的処分とはうたっておりますけれども、この法的処分という部分が高齢者の方にはよくわかっていない。要するに裁判ざたになるという部分が。そこまで本当に市としてやってくるのかどうなのか。本当にもう規則どおりに出なければいけないのか。人口的にも、三笠は人口減しておりますけれども、それと同時にやはりこれを解決するとなると、今の段階では、とにかく住宅を出るか、余り言葉は使いたくないですけども、処分する以外に、二つに一つの選択しかあり得ないと、こういう部分で市民の人たちが困っております。確かに規則は規則であります。でも、この規則は最近つくったものではありません。もう何十年も前からこの規則はできていました。そして、ペット問題というのも前からいろいろとありました。それほど大きくはなくても個々にありました。ですから、それなりに対応はしてきたのだからうけれども、あえてここでもう最終報告というか、決定的なものになるのでしょうか。恐らくこれだけの規則を設けて訴えた以上。

ですから、この3年という期間が本当に短いのか長いのか、その辺は私もまだちょっとわかりませんが、現実にはこういう数を見ても、2年半でようやく50戸減ったと。あと半年間、ただいまもう個々に指導して、対応して、写真を撮りながらと、これからやっていきたいと、こういう部分でもはっきり言って遅いのではないですか、あと半年足らずしかないのに。この数字を見た限りでは、もっと早くからこういう部分に対応していかなければならない、私はそういうふうに感じます。

そして、あえて私が明確な答弁をいただきたいと言ったのは、やはりそれだけ市民の人はもう大きな問題なのですよ、自分たちにとっては。確かにペットというものに対する感情といいますか、やはりこれだけ社会的にも変化が来ております。社会状況においても、ペットに対する感情というものが昔とは違ってきています。ですから、この社会の変化のこの状況に対応したような、そういう対策もまた改めて考えていけるのかいけないのか、ペットとしての共生ができるような。すみ分けというのは確かに難しいとはわかっていませぬ。でも、これを実際にやっているところもあります。また、逆に猶予期間をとらないで、いきなりこれをやめるとやった自治体もあります。その後どうなったか、私ちよっ

とまだ勉強不足で調べてはおりませんが、猶予期間をとらずにやったところもあるというふうに聞いております。ですから、非常に難しい部分なのですけれども、やはりこの部分で一番問題になるのは、あと半年しかないということなのです。この期間が過ぎた後、残っている人たちはどうしたらいいのですかと。本当に住宅を出なければいけないのか。言葉は使いたくないけれども、処分しなかったらならないのか。期間が過ぎても、今までどおりに個々に対応していくのかということ、おかしな言い方もわからないけれども、ずるずるべったりで対応していくようになる。でも、規則は規則で決まっています。

ですから、その部分ではっきりとお聞きしたいのです、今回は。あと半年しかないのです。多くの市民の人がまだ不安を感じております。その辺どう思いますか。

◎議長（高橋 守氏） 黒田部長。

◎建設部長（黒田憲治氏） 実際に犬を手放された方、この要因というのは、新しい団地あるいは違う団地に入居するときに今の飼育禁止の部分がありますので、ペットを譲っていくという形が、譲るというのですか、そういう中では一番大きな要因を示していました。

今まで2年6カ月たちますけれども、早く対応する人と最後まで考えて対応する方含めていろいろあると思います。今これから個別に対応するという部分は、もう時間がないですから、最終的に飼育されている方の考え方含めて確認して、今後対応していくということで、この時期から対応する形になりましたので、まだ先ほど言いましたように4分の3残った数、これを来年の3月31日までにゼロに持っていくというその約束はできませんけれども、最大限努力して、その後は法的手段含めて検討しながら対応していきたいと。

ただ、今までペットを飼えないよという形で退居された方もおります。ずっと残っていてそのまま飼うということになると、公平性の面からいくと問題ありますので、その辺も含めて皆さんの御理解を得た中で、いい方法があれば一番いいのでしょうけれども、非常に厳しい中で協力を仰ぎながら、これから最大限努力していきたいという形で答弁させていただきます。

◎議長（高橋 守氏） 佐藤議員。

◎3番（佐藤孝治氏） 確かに今の段階では、恐らく行政のほうもそういう答え方しかできないのかなと、私なりには感じております。でも、やはり半年という期間しかあと残っていませんので、そして規則のほうにはちゃんとうたわれておりますので、この規則が過ぎた後にどういうふうにしたらいいのか、また行政はどういう手を打っていくのかという部分で、それで、あえてもう半年しかないので明確な答弁をいただきたいということで、言葉を使わせていただいたのです。

行政がこの半年間最大限の努力をしていく、それはもう当然のことだと思います。今までやってきていないというふうに私は思っておりません。今までも個々に対応したり、い

ろいゝな部分で相談したり、もちろん行政としても、里親制度を使つていろいろ今まで頑張つてきて対応してきた。でも、対応してきたこの結果でも、まだあと150戸も残つてゐる。150世帯も残つてゐる。ですから、もう私は間違いなく明年の3月31日でこれがすべて解決するなんて絶対に思つてゐません。ですから、その以後が本当に問題なのです。その以後が市民の人たちが本当に心配してゐるのです。

今の段階では、先ほど言ひましたように本当に住宅を出るか、行政のほうでも、私も使いたくない言葉です、処分という言葉は。でも、そうしない限りこの問題は解決してゐない、今の段階では。だから、極端な話ですよ。新しくつくつたこの規則をさらにあと1年、2年延長して、そして個々に対応してゐます、そして、これが最終通告ですと。これができない場合は、本当にこの規則にうたわれてゐるとおりにしていただきますというよゝな、この期間の延長というものを、また示すよゝなこともできるのかできないのか。今残つてゐる人たちが、私は、中にはゐるかも知れないけれども、この問題に対してまじめに対応してこなかつた人たちだとは思つておりません。でも、逆に本当にまじめに対応してゐるといふか、たまたま本当に里親がちゃんと見つかつて問題解決した人とか、また転居した人とか、そういう人たちに今度逆にこゝういふ部分で延長となれば、またいろんないろんなその人たちにも説明しなければならぬといふ部分も出てくる。ですから、本当に難しい問題だと思ふのです。

恐らく、いま一度お聞きします。本当明確な答弁欲しいのです。あと半年しかないといふ部分で、出た後に、期間が終つた後に、それでも個々に対応していくといふことは、この規則があるよゝでないよゝな形になつてゐますよゝね。なりますよゝね、まだこれだけの数が残つてゐるのですから。ですから、最大限努力していく、そして対応していくといふ中で、行政としては、残つてゐる人にこゝういふよゝな言い回しで対応してゐるのですか。規則ですから、これができない場合は住宅を出ていただきますといふ明確な言葉を使つて対応してゐるのですか。

◎議長（高橋 守氏） 黒田建設部長。

◎建設部長（黒田憲治氏） 公営住宅に入居されるときに、入居請書といふのを記載してゐて入居してゐると。その中に迷惑行為の部分も含まれてゐます。それから、家賃を3カ月滞納した場合には住宅を退居していただくといふ部分ありますので、やはり持ち家でなくて共同で利用する住宅の中で、自分勝手はやっぱり許すわけにはまゐらないといふよゝなに考えてゐます。

ただ、三笠市のほうで、以前からこのペットの問題含めて指導は、苦情のときだけの対応で済ませてきたといふ部分で、今、問題化してゐるのかなと。最初から、現在の新しい建てかゑ住宅と同じよゝに、ペットは飼つていたら入居はできませんといふ形ですべてスタートしてゐれば、こゝういふ問題は当然起きなかつたと。その辺行政のほうも、管理する上で全く瑕疵がないかといふと、そうは言えないのかなと。ただ、今回の3年といふ猶予、これについて弁護士とも相談させていただきました。大事なのは、これからペットを

飼っている方に対して指導を含めて、その部分で裁判に仮になったとしてどうなるか。その辺は弁護士とも相談させていただいた中では、対応が非常に重要ですよという答えをいただいていますし、先ほども言いましたけれども、来年の3月まで精いっぱい努力して、その後は法的手段にいかざるを得ないのかなというふうに今のところ考えております。

◎議長（高橋 守氏） 佐藤議員。

◎3番（佐藤孝治氏） 法的手段。確かに規則は規則で決まっておりますから、この規則を守らない人が悪いことは悪いのですから、確かにそういう部分では法的手段も十分考えられると思いますけれども、法的手段に持っていくということに対しては確かに規則の中ではうたわれているけれども、本当にどの程度そのことに関して周りに迷惑をかけているのかという、その現状調査というか、それらもすべて行って行政としては対応していかなければならないという部分も出てくると思うのです。確かにこれを、あと3年という期間を設けてから、ペット問題に対する苦情というのは少なくなったこと自体は少なくなったと私は認識しております。ですから、このままこういうペット問題というものが少なくなってくればいいなという思いもありますけれども、そういう部分とはまたちょっと状況が違いますから、公営住宅でペットを飼育してはいけないというのは。先ほど部長さんがおっしゃったように、もちろん住宅設置条例の中にもうたわれているし、規則の中にもうたわれております。でも、先ほど言ったように、これらは最近できたものではありません。昔からできていたのです。昔から市営住宅に入るときは、市営住宅に入る人はこれを言われているはずなのです、行政の人から請書を書くときに。それでも現実的に今までこれだけ大きな問題が出てきていると。そういう部分で行政としてもちょっと答弁いただきましたけれども、対応の仕方という部分で。

ですから、これからこの問題についてすぐに問題が解決する部分ではないと思いますけれども、社会状況が本当に大きく変化してきております、ペットというものに対して。もちろんペットと共生できるというマンションとか、市という自治体でもやっている部分もあります、すみ分けということで。ですから、これから先、確かにまじめに取り組んでくれた方には申しわけないのだけれども、そういう部分でも新たな指標というものを示すことができるのかできないのか。あと半年ですから、今後、今から議論してもすぐに答え出るような問題ではないですから、恐らくその辺は難しいでしょう、はっきり言って。私もそのぐらいは認識しております。ですから、この期間が終わった後も、それではそのまま飼っていて、そして個々に行政としては法的処分を含めて対応していくという、その答えでいいのでしょうかね。いいのでしょうかね。何かちょっと規則は規則で決まっていますからね、3月31日という。

◎議長（高橋 守氏） 西城総務部長。

◎総務部長（西城賢策氏） まず、今、法的措置という話ですから、その法的措置についてどの段階でどうするのかということについては黒田部長のほうからも答えましたけれども、そんな単純に期間を過ぎたからすぐ法的措置ということには、なかなかならないな

と。そこまでどういう努力をどう積み重ねて、どういう結果を出していくのかというようなことが大事だと。

そこで、201件が151件で、50件しか解決していないではないかとおっしゃられるのですけれども、50件解決したのは大したものだと僕は思っています。これ実際に委員言われたように命の問題ですから、50件解決できたというのは、もう本当に所管は大変な思いして説明会をやり、説得し、御理解を得てやってきたと、そういうふうに御理解いただかなければならないのだろうと思っております。あえて私が発言させていただいているのは、以前は私のほうの仕事でしたから、あえて私も所管の努力をよく見ておりましたので、そういう意味では大変な努力をされて、こういう実績をつくってきたということだというふうにまず理解していますし、その辺は御理解をいただきたい。

それから、やっぱり公営住宅ですから、以前からもこれはそれらの方々に言われてきたことですが、市で言えば極めて一等地に大量の公営住宅を三笠市が建ててきて、かなりのフォローをしてきたということはありますし、これはやっぱり比較的低所得者対策ということもありましょうし、当然、家賃収入補助金、それから家賃対策補助金等ももらいながら、極力低家賃に抑えて、こういう方々に便宜を図ってきたという実績はあるわけです。

ですから、逆に言うと、最低限の決まりは守っていただきたいと。ただ、この決まりの守らせ方を余り気にしていなかった時代というのはやはりあったのですね。だから、今日的な問題が発生しているということです。ここで何とか軌道修正をしたいと考えたときに、やっぱり全く議員言われるように、突然なんていうことでなかなか我々としてもできなかったもので、まず猶予期間を持ちましょうと。猶予期間でしっかり御努力いただきましょうと。そのために、こちらも一生懸命市ができる努力をしていこうではないか。だから、市がどうしてそういう方々に空き住宅があるよ、そこに入りませんかとか、それから里親さん、欲しい方がいるから里親制度にのりませんかとか、はっきり言って一生懸命そういうこともやってきて、その結果なのです。だから、そういう意味では、御理解をひとつそのところはいただきながら対応していかなければならないのではないかと考えています。

こういう、あとの言われるのは、来年3月来てどうするのだと。もう6カ月しかないのに完全に解決できるのか。できないのだったら、本人たちにとっては本当に死活問題みたいな意識を持つ方々もおられると。これは市としての姿勢でこういう方針をつくって、皆さんに御説明を申し上げて、飼育届を出していただいて、その際に3年間ですよと申し上げてきたわけです。だから、これはそのところも絶対的な努力をいただかなければならないと。

だから、どういう御努力をされてきたのかということも、これはしっかりお聞き取りしなければなりません。何も努力しないで、言ってみれば、ぎりぎりまで待って、まあ、みんながまだ飼っているなら飼っていてもいいだろうみたいな、そんなことが生じてもよく

ないと思うのですね。なぜならば、一番最初に意識調査をやったときには、66%の方が公営住宅でペットを飼われるのは困ると。だってそう決まっているではないか、これは明確に言っているわけです。だから、ここはやはり大事にさせていただかなければならないところだろうと。だから、それに向かって行政としては、相変わらずこの残された6カ月、最大限の努力をします。

例えて言いますと、下水道の布設できる区域で配水設備を引いてくださいというのも、法的にも3年なのです。現在まだやられていない方おられますけれども、そういう方にも、折に触れて私ども水道課のほうからアプローチを一生懸命差し上げてということになります。そういう意味では、こここのところもしっかりと我々もこれから取り組んでいかなければなりませんし、やはり最初に申し上げたけれども、50戸もそういうもので、もちろん譲渡したというだけではなくて、出ていかれた方もおられたりしますけれども、しかし、今後もしっかりそここのところに取り組んでいかなければならないというふうに思っています。

実はこれ出発する時点で、委員会だったと思いますけれども、ある議員からも、本当にかっちり取り組むということかと、これで取り組み切れない場合だってあるのではないかと、そういう意味では状況を見ながら適切に対応していきなさいよというお話がありました。私どもとしても、それはそうとしながら、やはりこの3年間は、とにかく一生懸命、最大限1件でもなくするという努力をまず一生懸命やると。その上で皆さんの御努力をはっきりお聞きした中で、次の打つ手を考えていくと。基本的には最後ゼロになるまで努力を積み重ねていくと、これからも。そういう努力が必要なのではないかと。ぜひこの場で法的措置をすぐするのかとか、処分をさせなければならぬのではないかとか、こういうことよりも、できればとにかく行政としてしっかり対処しろよというふうに言っていたらと考えると考えております。

以上です。

◎議長（高橋 守氏） 小林市長。

◎市長（小林和男氏） 佐藤議員の趣旨につきまして、これはたしかこの問題が出たとき議会の中で議論していただきましたので、十分その辺の経過というのはおわかりだと思いますけれども、私の立場からいくと、きちっと守ってもらうということが基本的な原則です。約束事というのは、決めるまでは大いに議論があっても結構ですけれども、決めた以上はそれを守るというのが民主主義の原則ですから、したがって、その間私どもとしてはいろいろな手だてをとりながらやってきたわけでありますから、今までのようにその時期に来たら何とかなるだろうということだけは絶対にしたくないというのが私の思いですから、今後6カ月間最大限の努力してまいりたいと思っておりますけれども、その時点でまた私どもとしては、基本的な考え方は一個も変更するつもりはないということだけ、ただいま明言しておきたいと思っております。

最近、皆さん方もよく新聞紙上であると思いますが、ある新聞などはいわゆるモラルを

問うという特集を組んでおります。給食費、何でおれが、親が払わなければならんとか、あるいは自分の息子が写真の真ん中にいないというのはとんでもない話だとか、全く理不尽な発言がたくさんある。けんかした相手はどこかの学校へ飛ばしてしまえとか、さまざまなモラル。病院へ行っても医療費を払わない。まさに無法国家になるのではないかということさえ危惧されるわけであります。何のために議論をして法律を決めて、法治国家である以上は、やはりそこは行政の執行者として毅然としていかなければならんというのは、私自身の基本的な部分でございます。法律はあくまでも、場合によっては人の命まで拘束してしまうという厳粛なものでありますから、私は約束した、しかも誓約書を出しているという部分でありますので、そういう基本線で職員に取り組みせておりますので、最終的には私の責任ということになります。そういった意味で私は毅然として法を守っていき、このように決意を申し上げて答弁にかえさせていただきます。

◎議長（高橋 守氏） 佐藤議員。

◎3番（佐藤孝治氏） 今、市長のほうから明確な答弁をいただいたと思います。規則は規則であり、やはり約束は守ってもらうということで、そういう部分を考えれば、たとえ期間が過ぎたとしても、個々にこういう部分を強く訴えて対応していくというふうに私は受けとめます。要するに住宅を、里親はちゃんと見つけても、今まで以上に頑張ってみつけていただく努力はしていただくと。それができないときは住宅を明け渡していただくと。いや、私は余り処分という言葉は使いたくないですから、住宅を明け渡してもらうと。そういうふうに市民の人に説明して対応していくと、こういうふうに受けとめます。

それと、もう一点だけですけれども、まだいまだに、確かに先ほど言われたように、市民の方は違う見解をしている人がいるのです、やはり。新しくペットを飼う部分に関してはだめだけれども、今飼っているペットは別に死ぬまで飼っていてもいいんだべさとか、こういうことを言っている市民がいまだにいるのです。ですから、いま一度こういう部分でも、ちゃんと対応して進めていただきたいなと思います。

明確な答弁をいただいたので、私の質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（高橋 守氏） 以上で、佐藤議員の質問を終わります。

次に、6番武田議員、登壇質問願います。

（6番武田悌一氏 登壇）

◎6番（武田悌一氏） 平成19年第3回定例会に当たり、通告に基づきまして質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、先ほどの佐藤議員と質問が重複しておりましたので、市営住宅についての質問につきましては割愛させていただき、私の思いだけを述べさせていただきたいと思っておりますので、協働のまちづくりにつきましてのみお答え願いたいと思っております。

近年、犬や猫などのペットは、安らぎを与えてくれるパートナーとしての役割を持ち、家族の一員として扱われていることが多くなってきております。また、これら飼育されて

いるペットの数は全国で2,500万頭とも言われ、1兆円産業にまで発展している状態であり、今後も少子高齢化が進む中でより日常生活に密着し、重要な位置を占めていくと思われております。

その一方で、安易に捨ててしまったり、不適切な飼い方をして近隣に迷惑をかけているなど、社会問題にもなってきております。今後、住宅の再編が進む中で、新たな飼い主が見つからなければ、野良犬や野良猫がふえるという可能性もあります。

このようなことは公衆衛生上好ましくないばかりか、生活環境の上において重要な問題であり、早急に必要な措置をとっていただきたいと思っておりますので、その辺だけよろしく願いいたしたいと思っております。

次に、協働のまちづくりについてお尋ねいたします。

平成16年に発表されました振興開発構想ですが、この策定については当時、私も市民ワークショップのメンバーの一人として参加しておりましたが、非常に活発な意見が多く出、市民の中にも真剣にまちづくりを考えている人が意外に多いのだと記憶しております。

市民ワークショップが解散した後には、当時の参加メンバーから自発的に自分たちでできることは自分たちでやろう、そういう思いが芽生え、みかさファンクラブというものもが現在でき上がったという経緯があります。現在、みかさファンクラブの会員につきましては、20代から60代まで、会社員から主婦、自営業者までと幅広いメンバー構成となっており、毎月一度の定例会を開きながら、必要に応じて現地の視察や調査なども行い、地道に活動を続けているところでもあります。また、市内で行われているイベントにも積極的に協力、参加しております。

また、私どもの団体のほかにも、市内にはまだいろいろな活動を行っている団体も多いかと思っております。ただ、各団体ともふだんはどのような活動を行い、今後についてどのような活動計画を持っているのか、また自分たちの活動を行う上での諸問題、それらについては、余り一般市民の方には理解されていないのが現状ではないでしょうか。私は各団体がどのような思いで活動をしているのか、そしてどのような考え方、悩みを持っているのか。これらのことをまずは現在ある団体同士で話し合いながら、共通の認識として感じ合うことが大切であると思っております。そして、時にはほかの団体の活動にも手をかしてあげて、協力し合うことも必要であると思っておりますし、その活動について市民に周知することが大事なことであると思っております。そのような思いが広がることによって、市民による市民のためのまちづくりができるのではないかと考えております。そういう意味でまちづくりセンターの設置というのは、私にとっては早い段階での設置を希望しております。

そこで、質問であります。このセンターについてはまだ設置がされていないと思っておりますが、どのような考え方でとらえてよいのか、そしてこのセンターについては、いつごろ設置ができそうな状況なのかをお聞かせ願いたいと思っております。

以上で、壇上での質問を終わらせていただきます。

◎議長（高橋 守氏） 企画経済部長。

◎企画経済部長（松本哲宜氏） まちづくりセンターの考え方、また、いつごろできるのかという御質問でございます。

まちづくりセンター、今、議員おっしゃったとおり、振興開発構想の中で何とかまちづくりセンターの設置について検討していきたいということで、構想に打ち上げられております。

このまちづくりセンターの基本的な考え方については、当時から、今、地区であります協働ルーム、連合町内会を中心とした九つの協働ルームというのがあります。何とか市民の手でまちづくりという中で、この協働ルームをぜひとも活発化させていきたい。その中には当然、行政としても、その助言なり、そういうことでパートナーとしての一応部課長3名か4名、実は各地域に割り振りをしまして、皆さんとともに地域におけるこの協働ルームを何とか活発にしていければなど、このような形で現在取り組んでいる状況でございますけれども、このときにまちづくりセンターというのが当時のこの九つである地区の協働ルーム、この活動を活発化することによって、その拠点である核となるものであればいいなど。先ほど議員おっしゃったとおり、いろんな団体、この場合は協働ルームですから、各地区の協働ルームでこんなことを考えている、こんなことをやっていくというのは当然地区としての考え方がございますし、それをトータル的に核として、三笠市全体としてのまちづくりという中で発展的にできればなどということで、このセンターについて何とかできればなどという検討をしていたという中身です。

協働の部分については、今現在でもちょっと温度差はあります。一生懸命頑張っている地域もありますし、また大きい人数なものですから、なかなかそこはうまくまとまっていなくて、話が進んでいないというエリアもあります。

そこで、本市としても昨年からは、この協働ルームに対しては何かもっと自主的に皆さんで考えていただき、皆さんでいろんなことをやっていただければということで支援事業というものを設けまして、これは補助的なものですが、ぜひとも地域で考えること、地域でやることに対して補助しましょうということで、行政としても積極的にまずこの協働ルームを幅広く活動できる体制をとりながら、できたらこれが核となる、拠点となるこのまちづくりセンター的なものに発展していければということで、今現在考えております。

したがって、いつごろできるのかと。これについては、当然今後協働ルームも含めて御相談したいと思っております。当然つくるといふからには、やはり皆さんの総意をもとにこういったものが上がっていかないといけないと思っておりますので、これについては協働ルームの皆さんとともにお話をしながら、また議員今おっしゃったとおり、今回この振興開発構想の中で発展的にファンクラブ的なものをつくっていただいて、またその活動を私たちも見せております。そういった意味で、市民のいろんな組織がそういうものとして独

自で頑張っていくというものができ上がれば、当然これも一つのまちづくりという観点からいけば、これあわせたような核となるセンター的なものを当然考えていかないといけないのかなと、こう思っていますし、まず今は地区の皆さんの協働ルーム、ここを一生懸命働きかけながら、その盛り上がる中でぜひともこの核となるセンターができればと思っていますので、今後、協働ルームの皆さんともどもちょっと御相談させていただきながら前に進めればと、こういうふうに考えております。

以上です。

◎議長（高橋 守氏） 武田議員。

◎6番（武田悌一氏） 今の説明ですけれども、町内ごと、連町ごとということでありました。連町の事業の実態ということで、協働ルームの話でいきますと、昨年度は山の手地区、唐松地区、幾春別地区、3地区に対して5件、24万6,000円の補助金を出しているかと思われるのですけれども、私も常々思っているのですけれども、町内単位でいくとやはり各地域において温度差がある。極端な話でいきますと、ある町内会に関してはもう高齢化が進んで、普通の町内会の事業すらもう存続が難しい、やりたくないという地区もあると聞いておりますので、そういうような温度差を詰めるというのは、正直言って僕は難しいのかなと。逆に各町内が盛り上がってから協働ルームを発展させた形というふうになると、かなり先の見えない話になるのが実際のところではないのかなと私は思っております。

そこで、町内ごとという考えだそうですから、ちょっと難しいのかなとは思いますが、逆に先ほど例に出しましたみかさファンクラブありますよね。あと幾春別のほうではNPOをつくられていますよね、森水遊学舎だか。また、幌内のほうにも鉄道村の再生プロジェクトみたいなものもありますし、また、その他御婦人の団体やら、また私も入っていましたが、商工会青年部、農協青年部、それらいろいろな団体をまとめると、結構全市的にそういうまちのことを考える団体は数がそろっているのかなと思われるのですけれども、そういうふうに町内会ごとでなく、町内会という枠でなく、何か取り組むという方法は考えられないのかなと思うのですけれども、その点についてちょっとお願いいたします。

◎議長（高橋 守氏） 松本企画経済部長。

◎企画経済部長（松本哲宜氏） 委員の御指摘どおり、まず先ほど言ったこのまちづくりセンターという出発点が、協働ルームという中での出発点ということです。ただ、今、行政としては、まずせっかくでき上がっている協働ルームという一般市民の方が組織しているそこと地域とを結んで、そこと行政と含めた中での協働のまちづくり、ここは歴史的にもある程度たっけてきていますが、なかなかそこへいっていないというのが今いろんな問題で上がっていますけれども、まずはぜひともそこを何とか活発化していきたいということは今考えております。

ただ、今、議員のおっしゃるとおり、確かにこのまちづくりに関しては、町内会のみな

らず、いろんな団体で何とかこのまちをよくしていこうという団体組織があるというのは知ってございます。ただ、そういったものが即このまちづくりセンターという核につながるかどうか。まずは先ほど言ったとおり、横の連携を含めて皆さんの考えていることがどうなのか。そういったものが、核があることによって物事がうまくいくのかどうか。そういった面はちょっと吟味させていただきながら、いずれにしてもいい宿題をいただいたなというふうに思っています。そういった面では、協働ルームということはまず行政でさせていただきたいと思っておりますが、ほかの団体という組織の中でこれからまちづくりセンターがどう機能するのかということを含めて、ちょっと内部のほうでも検討させていただければと、こういうふうに思っております。

◎議長（高橋 守氏） 武田議員。

◎6番（武田悌一氏） 前向きに検討していただきたいなと思っておりますけれども、やはり私が思うのは、高齢化が進んで町内ごとでなかなか事業を行うというのは、どんどん難しくなると思うのですよ。まして、各地域ごとからみんなそういう思いを持って上がってきてくれないと設置できないというのは、かなり正直厳しいのではないのかなと。ほかのまちの話でもありますけれども、ちょっと言葉は悪いですけども、まちづくりばかと言われるような人が何名かいて、その人を中心にどんどん輪を広げてまちづくりができたという話は結構話として聞きますので、できれば今ある団体も有効に活用していただきたい。

それで、今現在いろいろある団体の話も聞きますけれども、やはりいろいろな問題を抱えているのですよ。慢性的にメンバーが足りないとか、いろんな団体があるけれども、重複してメンバーが入っているとか、そういう意味で、各会とも今後に向かってどうしたらいいのだろうかという思いとかはあるように聞いております。

そこで、少なくともセンターという箱をつくるのが先ではなくていいと思うのですよ。まず、横のつながりを大事にいただける組織をつくることは、これらに関しては大した予算もかからないので、できるのでは、早急に取りかかれるのではないかなと思うのですけれども、その辺についてちょっと考えを聞かせていただきたいと思っております。

◎議長（高橋 守氏） 松本企画経済部長。

◎企画経済部長（松本哲宜氏） 今、組織をつくることができないのかということです。当然団体にはいろんな考え方、目的もそれぞれ違うと思っております。例えば商工会青年部、当然これは商工会中心としたその下部として、その活動として皆さんが集まる。ほかにもいろんな団体があります。ですから、でき上がった当初の団体の目的、それから活動内容も含めていろんな分野で、そこは相反するところもあるかもしれません。ただ、先ほど言ったとおり、その組織がどんなことを考えているのかと、どんなことなのかというのは、当然この横の先ほど言ったとおり連携というのが当然必要だというのは私も考えてございませし、そういった面で今度ちょっと時間をかけながら、まず市内の団体の皆さんがそれぞれでやっぱり話し合う場的なもの、やはりぜひ一回はそういう形で考えていければな

と、このように思っています。その中で、皆さんの思いとしてそういったものが必要なのかということも含めながら、まずそれぞれの各団体なりがどう考えているのか、またどんなことを思っているのか、そういうことも、横の連携を深めるという中で、きっかけとして私のほうからもそういう場を設けるような形を考えていければなど、このように考えています。

◎議長（高橋 守氏） 武田議員。

◎6番（武田悌一氏） その件についてはよろしくお願ひしたいなど。

あわせて各団体がどのような取り組みをしているか、これらについてもできるだけ一般市民の方にも多く伝えていただきたいなど。そういう中から協力してくれる仲間をふやしていければ、まちづくりというのは早い段階で広まりを見せるのかなと私なりにには考えておりますので、その辺もあわせてお願ひいたしまして、私の質問を終了させていただきま

す。

◎議長（高橋 守氏） 以上で、武田議員の質問を終わります。

次に、2番岩崎議員、登壇質問願ひます。

（2番岩崎龍子氏 登壇）

◎2番（岩崎龍子氏） 平成19年第3回定例会に当たりまして、二つの問題について発言通告を出しております。そのことについてお尋ねしますので、お答えをよろしくお願ひいたします。

一番最初に、後期高齢者医療制度についてお尋ねいたします。

今の自民党、公明党の政府与党によって計画されたものではすけれども、来年度も社会保障予算を抑制する構造改革路線を続け、医療、介護、年金、生活保護などあらゆる分野で、貧困に追い打ちをかける切り捨て政治を進めようとしています。75歳以上の高齢者を後期高齢者と勝手に名づけて、他の世代から切り離して、過酷な保険の徴収と負担増、医療切り捨てを押しつける後期高齢者医療制度を来年の4月から実施しようとしています。この三笠の7月の広報でも制度についてはおおむね発表されていますが、市民の多くの方は余り理解というか、読んでいない様子があります。きょうはこのことについて、わかりやすく説明をしていただきたいと思います。

まず最初に、後期高齢者医療制度がどのようなことで創設されたのか、その意義についてわかりやすく御説明お願ひします。

二つ目に、保険料の試算についてですが、75歳以上の高齢者すべてが保険料を負担することになります。今まで扶養家族となっていた方も切り離して、一人一人の保険料を納めなければなりません。三笠では75歳以上の高齢者が2,300人とお聞きしております。保険料はおおむね12月に決まると聞いておりますけれども、おおよそどのくらいになるのか、市民に概略でも知らせていただきたいというふうに思います。

全国的には6,200円くらい、平均ですがそう言われていますけれども、北海道では医療費が高いので、7,000円くらいになるのではないかという報道もあります。9

月、10月で広域連合のほうでの案が出ると聞いておりますけれども、私たちのまちではどのくらいの負担になるのか知りたいと思っております。

三つ目ですが、保険料は年金から自動的に天引きされるというふうになっております。介護保険料と合わせますと、大体お1人1万円以上の天引きがされるというふうになって、年金の支払いの銀行に振り込まれる金額はまたまた少なくなるという状況になります。

それと、年金の低い方の保険料はどのようになるのか教えていただきたいと思えます。1万5,000円以下の方は年金からは引かないというふうに、窓口のほうに支払うようになるというふうに報道されておりますけれども、例えば4番目ですけれども、年金の少ない方が保険料が納められないときに滞納というふうになりますと、保険証を取り上げることもあるのではないかとされておりまして。先ほどペットの問題もありましたけれども、本当に保険証を取り上げられるようなことになると、命にかかわることにもなります。そういう意味では、低所得の方の減免制度などはどのようになるのか教えていただきたいと思えます。

広域連合のほうで決まるというふうに聞いておりますけれども、地元の三笠の自治体として具体的に減免制度ができるのか、制度をつくれるというふうになるかどうか、それも聞きたいと思っております。

それから、2番目の三笠婦人センターの設置条例の廃止についてお聞きいたします。

女性の福祉の増進と生活文化の向上を図り、女性の自主的活動の拠点とするため、三笠市婦人センターを設置するという趣旨でつくられた条例です。今回の議会では、その条例を廃止するとあります。女性の福祉の向上、増進と生活文化の向上を図ることを目的に、社会教育法第20条に準じて女性の自主活動の場としての設置をしていたけれども、女性で組織する団体の減少により、活動の場を公民館などへ移動する、廃止するとなっております。女性団体が減ったということは、確かに三笠の中では組織的な団体が減っております。しかし、その条例の中には組織という部分も一部ありますけれども、大きく女性の活動の場として書かれております。今回の廃止については今すぐ廃止というふうに聞いておりますし、本来ならば三笠の人口としては女性のほうが多くなっております。先ほどの武田さんのまちづくりについてのお話もありましたように、本当に市民が有効に利用することができるようなセンターとして、本来は残していただきたいというふうに思えます。

今、廃止することがこの議会で決まることとなりますが、とても残念なことですし、今後女性の活動の場を公民館へ移すということですが、本当に女性の活動が今期待され、女性の頑張りがまちをつくっていく一翼を担っているというふうに思っています。そのことについても、市長のお考えもお聞きしたいと思えます。

次に、女性センターということで婦人センターを利用しております消費者協会は、婦人団体ではないのですが、女性がほとんど活動をしている場所でもあります。この条例の廃止によりまして移転することになりましたけれども、次の移転先については適当な場

所ではないと思っております。なぜ年度末ではなくてこの時期に廃止が決まり、移転しなければならないのか、そのことについても私も納得ができておりません。

皆さん御存じのように、消費者協会は生活相談が中心の活動で、市からの委託事業でもありますけれども、高齢者がふえて悪徳商法の被害から市民を守る活動が求められている今、多くの相談に応じています。相談件数も少ないと言われながらも、年平均少ないときに120件、多いときには236件と、相当の数の相談を受けております。年齢も40代、そして80代と、幅広い年齢層の人たちが相談に見えております。今の現在の場所は大変利用しやすい場所として、高齢の方も老人センターに来た帰りに御相談に寄られるなど、大変場所としていいところだと思っております。

また、リサイクルの活動も、生活の防衛と地球温暖化防止の一翼を担っている、女性の知恵を発揮している活動だと思えます。古いものをもらってきて売っているという、そういう見方もありますけれども、生活の中で100円、200円の古い衣料でも、それを使って利用して、喜んでくださる方もたくさんいます。そういうような活動で今まで来ておりますし、今後、場所的には大変問題があるのではないかなと思っております。今後、よりよい適切な場所も提供していただくことをお願いしたいと思っております。

また最後に、このセンターの跡利用についてどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

以上をもちまして、私の壇上からの質問を終わります。よろしくお願いたします。

◎議長（高橋 守氏） 澤上環境福祉部長。

◎環境福祉部長（澤上弘一氏） それでは、まず1点目の後期高齢者医療制度についてお答えさせていただきたいと思えます。

まず、議員御指摘のように、この医療費問題につきましては、国全体が非常に医療費が増大しているということで、大きな社会問題にもなっているという認識でおります。それで、今御質問のまず1点目のこの制度が創設された意義でございますけれども、これは平成17年12月に政府・与党医療改革協議会というところが出しました医療制度改革大綱というのがございまして、この中に表現されております。そこをちょっと読ませていただきますと、「老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、現行の制度では、現役世代と高齢者世代の負担の不公平が指摘されている。このため、新たな高齢者医療制度を創設し、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とする」ということが明記されております。いわゆる保険料の額はそれぞれ違いますが、国民がそれぞれ負担しているのが、恐らく高齢者の方にほとんど使われているというような実態から、不公平感をなくそうということで、この制度が創設されたというふうに押さえております。

それで、保険料の試算についてという御質問がございましたが、今まではそれぞれの保険制度で、全年齢を含めて保険料を割り出していたものを今度は75歳以上だけを別に分けるのですが、この場合、都道府県単位の広域連合会というところで全部お金を決める、保険料、それから率を決めることとなります。

それで、試算を出していただきたいということでしたけれども、今、国のほうでは、この平成20年、来年の1月いっぱいをめどに、それぞれ該当する被保険者の方に額を通知する予定をしております、そこからさかのぼりますと、本年の11月いっぱいぐらいにそれぞれの都道府県の連合会で率、それから保険料を決めるという予定になっておりますので、それまではまことに申しわけないのですが、市町村単位での三笠市としての保険料を試算するというのはちょっと今できないかなということ、お答えをさせていただきたいと思います。

なお、この制度の財源の構成なのですが、御存じかもしれませんが、患者負担を除いて一般的には公費が約5割、それから現役世代からの支援が約4割、そして後期高齢者から保険料が1割ということで構成されることになっております。そして、保険料は均等割と、それから所得に応じて負担する所得割と、この二つで構成されることになっております。

それから、3点目の年金からの天引き、それから天引きできない方はどうなるのかということでございますけれども、引き取りできる方は当然天引きになりますが、これは原則です。それで、いわゆる所得が少なくても年金額も少ないと。具体的に申し上げますと、今のところの案では年金の額が18万円未満の場合、それから介護保険料とこの後期高齢者保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える場合は別途納付書、それからまたは口座振替等の方法により納入していただくということになる予定でございます。

それから、4点目の減免の制度についてでございますけれども、これにつきましてはいわゆる低所得世帯に属する被保険者の方については、保険料のうちの均等割については、その所得の額によりまして、7割、5割、2割といった段階での軽減措置が講じられることになっております。

それから、今、市独自の減免ということもお話ありましたけれども、これについてもこの都道府県単位の連合会で条例を定めることになっておりますので、市単独での今のところの減免というのは難しいかなというふうに考えております。

それと、その減免で、また災害等により重大な損害を受けたときや、その他特別な事情にということで、生活が著しく困窮している方などについては減免となる場合があるということも今のところの情報では出ております。

以上でございます。

◎議長（高橋 守氏） 吉田教育次長。

◎教育次長（吉田正幸氏） 婦人センターの廃止ということでお答えいたします。

現在、婦人団体の活動の場として、今婦人センターを使っておりますけれども、私どもの所管といたします婦人団体連絡協議会、これについてはこれの設立というのは昭和31年にさかのぼります。このころはやはり石炭産業が華やかになりしころということで婦人会を、その炭協等々いろいろ組織があつて、石炭産業を推し進めるという中で、婦人の力というものが非常に大事だったという時代がございました。それから時代を

さかのぼりまして閉山等々の中で、婦人団体に今加入している団体は2団体しかございません。この中で常時活動として週に1回、役員の方二、三人ということで使っているのが現状ではないかなと思っております。設立当初は五つぐらいの団体、185人ということを知っておりますが、その中でいろいろ現代では単純に婦人問題ということがなかなか複雑化して、そういうことで婦人の福祉等々もある程度今の中では保障されている部分も多いのではないかとこのように思っております。

そういう中で今回の移っていただくということで婦人団体の方とお話をして、公民館の中でそういう活動の場が可能かということで打診しましたところ、会議室は団体交流室、さらに会議等は各部屋がございますので、その中で十分活動が可能ですというお答えをいただきましたので、今回のこういう提案になった次第でございます。

以上です。

◎議長（高橋 守氏） 澤上部長。

◎環境福祉部長（澤上弘一氏） それでは、私のほうから、消費者協会の活動の場所についてということをお答えをさせていただきたいと思いますが、まず消費者協会の活動につきましては議員もおっしゃってございましたように、本来市が行わなければならない消費生活相談業務を中心に活動していただいております、日常的な活動に対しては本当に感謝をしているところでございます。

それで、今回はこの婦人センターが廃止されるということになりまして、当然次の活動場所をとということでは、私どもとしては誠心誠意検討させていただきました。その内容でございますけれども、次の場所をと申しまして、こちらから一方的にここでということとは、やっぱりこれは大変失礼になりますし、条件等もいろいろ考えなくてはならないということで、この検討に当たっての次の場所の活動条件として私たちが考えましたのは、まず今消費生活相談はもちろんです、消費者協会として御存じのように消費生活展ですとか、それから日常的なバザーといえますか、不用品をあっせんしていただくというような活動もしていただいておりますので、そういった現在の活動がまず同じような感覚で、感じでできるという、そういうこと。それからまた、そういう不用品のバザー、収集した物品なんかもかなり多いと聞いておりますので、そういったものが収納できるスペースがある。それから、会員の方、それから市民の皆さんが集まりやすい。それと、交通の便が確保できるというようなことを、市として検討材料として考えさせていただきました。

それで、まず市役所の庁舎の中にスペースがないかですとか、また従前、活動の場所としておりました社会福祉協議会事務局ですとか、また、これは消費者協会さんからもちょっと意見があったのですけれども、ふれあい健康センターですとか勤労青少年ホーム、それから市民会館等についてどうだろうということで協議しました。その結果、やはり現在それぞれの施設が使っております、それぞれの目的を持って運営しているというところでは、市民生活の福祉の向上ということで市民会館というところにターゲットを置きまして、先ほど申し上げましたような条件がそろそろやうなところということで、例えば

具体的に申し上げますと、消費生活展なんかは市民会館の駐車場を使っただけならばそれなりにできるのかなとか、そういったことで考えまして市民会館を選定させていただいて、協会さんのほうにお話をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

◎議長（高橋 守氏） 松本企画経済部長。

◎企画経済部長（松本哲宜氏） センターの跡利用ということについての御質問です。

センターの跡利用ということで、過日、この6月ですけれども、商工会さんのほうから今の入っている商工会さんの建物、昭和45年にデパートとしてでき上がっていた施設ですけれども、現在相当な雨漏りをして、これを直すのにも相当な費用がかかる。これは当然事務室内に入ってきてパソコン等の機器に及ぼすとか、結構あそこの地下水等の影響かわかりませんが、カビ等がちょっと出てきて、女子職員なんかは皮膚的なもので悩まされている状況があると。それから、当然あそこの場所を借りても駐車場が全然周りがないということで、商工会としては、どうしても緊急にどこか公共性のある場所に移転をしたいということで、市のほうに陳情がありました。

市としても、あくまでも商工会という公共的団体という位置づけのもとに、ぜひともこの市内にそういう公共的な施設がないかということで検討しているということで、今の段階ではセンターの跡については商工会の事務局的な事務室というのですか、そういう形でお話がありますので、そっちのほうで、まだ正式的に許可という形ではありません、検討はさせていただいているという中身です。

◎議長（高橋 守氏） 岩崎議員。

◎2番（岩崎龍子氏） 三婦連さんも了解というふうな、センターのほうについてはそのようなお話がありますけれども、やっぱり本当に利用の仕方も、今までの一般の方が利用するということが余りなかったということは確かにあると思うのです。利用しにくかったというのは、手続が面倒とかというお話もありましたし、これは済んだことですが、本当に市民の方がどこの施設もどこの役所にでも気持ちよく通えるような、相談できるような、そういうものになっていかなければいけないのではないかとこのように思います。

それで、公民館に移ることで、女性の活動の場としては保障されているというお話でしたけれども、やむを得ないのかなというふうに思います。設置のときの中には、女性団体だけに絞ってはいないのですよね。働く女性というふうになっておりまして、本来的にはもっと広いかかわりで利用できるような設置されたのではないかとこのように、読んで理解をしております。きょうの説明でも団体が減ったからということが言われまして、団体そのものは、だんだん組織というのが少なくなっているのがどこでもはっきりしてきているのですけれども、組織されないけれども、みんながやっぱり集うところとして、本来ならあったほうがいいのは確かだと思います。

今、松本さんのほうから御説明あったように、跡の利用については商工会がというお話

で、春からお話はちらちらうわさは聞いていたのですけれども、正式にきちんとした形での消費者協会へのお話は随分後になったようですし、私も協会の会員としては藤田ヒサエさんがいらっしゃるときに最初に出発しましたので、それからずっとかかわっておりまして、仕事をやめてから消費者協会の監事も受けさせていただいて、その中での活動していることもよく見ておりますし、本当に場所として、先ほどバス停も近くて利用しやすいというお話がありましたけれども、それは確かにバス停も近いし、市民のまちの真ん中ではあります。しかし、食堂の2階になりますよね。だから、階段を曲がりくねって上がっていくという点で言うと、秘密の相談をしたいようなことだけを考えると、階段を上がって行っても行くのではないかというふうに言う人もいるかもしれませんが、一般的に言うと場所としてはいい場所だというふうにはやっぱり言えないというふうに思います。

確かにいろんなところを探していただいて、話し合いの上、そこに決まったということではありますけれども、本当に協会の活動も皆さんにこの際に理解していただければというふうに思って、私も発言させていただいたところです。4月の総会のときも市長さんも見えまして、消費者協会の活動が大変市民のために役立っているの、市としても大変喜んでいて、頑張ってくださいというごあいさつもいただきましたので、それから生活展にも見えていただいたので、私たちも活動の中身もわかっていただいて、御理解を十分していただいているなというふうに思っていたものですから、10月15日に越さなければならないというお話を聞いて、突然のことで本当のところはがっかりしております。これから、そういう点では市民に知らせることも早くしなければならないこともあるでしょうし、できないこともあるかもしれませんが、その辺のところは気持ちよく三笠で活動ができるようにしていただきたいなというふうに思っております。

それから、後期高齢者医療制度についてですけれども、本当に7月の広報で大まかなことは書いてあるのです。お話ししても皆さん余りよくわからなくて、7,000円ぐらいと、それもはっきりできないというお話が今ありまして、広域連合の議会のほうで秋に決まるということなので、確かにはっきりは三笠では幾らになるというのは言えないというお話なのですけれども、新聞などの報道ではおおよそ平均で7,000円ぐらいとはっきり出ておりますので、そういうことも何か広報でこういうふうに出していただいて、皆さんちゃんと読んでいるのかというと、読んでいないのか理解ができないのか、どうなのかという心配はしております。できれば回覧板のようなのでこういうふうになりますよというようなものでもお知らせいただければ、また皆さんもう一回関心を持っていただけるかなということと、それから、みんなの知らないということもありますけれども、どうやったら保険料をなるべく安くなるようなことを考えていただきたいというのは、ここの三笠のほうで考えることではないのですけれども、皆さん高齢者の要望も入れて、広域連合のほうには要望のように保険料の引き下げというのですか、なるべく安い保険料でみんなが払えるような、そういう形にしていただければ、要望していただきたいと思っております。

それから、資格証明書のことについて、6月の委員会ですか、質問しましたとき、保険料を払わなくて滞納したりしている人でも、資格証明書の発行は余りしていないというお話をいただいたのですけれども、この広域連合になったときにはどのようになるのか、そのようなことはないのでしょうか。報道では何か保険証を取り上げるというふうにされておりますので、その辺のところもお知らせ願えればと思います。よろしく申し上げます。

◎議長（高橋 守氏） 澤上環境福祉部長。

◎環境福祉部長（澤上弘一氏） まず、最初の広報のほうですけれども、制度自体がはっきりしていない部分もございますので、やはり7月時点の広報、私どものほうで掲載した内容が不十分だったのかもしれないかもしれませんし、その辺をもう一度精査して、またわかりやすいものを工夫していきたいなというふうに思います。

それと、今の給付証の関係なのですが、これはまだ確定ではありませんけれども、恐らく今の国保なんかで扱っているものと同じような扱いになる予定ということで押さえておいていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

◎議長（高橋 守氏） 小林市長。

◎市長（小林和男氏） 幾つかありましたが、まず婦人センターのほうについて若干申し上げたいと思っております。

御承知のように平成6年4月1日にこの条例を出したわけですが、そのときに当時の市長でありました青木前市長は、提案理由の中でこのように説明しております。「本案は、三笠市若草町所在の旧北海道労働金庫三笠支店の店舗を取得し、社会教育施設として活用を図るものであります。社会教育法に基づいた公民館の目的、運営方針に準じた公の施設として、設置及び管理に関して必要な事項を定めるものであります。その骨子について申し上げますと、設置の目的は実生活に即した女性の社会福祉の増進と生活文化の向上を図り、その自主的活動の拠点としようとするものであります。婦人センターの使用に関しては、広く女性に開放し、使用料は無料とすること。さらに管理運営については、利用者の代表者である運営委員会を構成し、その利用の内容等については公民館と同様の扱いをするものであります」と、提案でこういうふうに説明しています。ですから、団体に貸しているということではない。すべての婦人団体にしておりますということなのです。

ただ、具体的な教育委員会からこの社会教育委員会としてのいろんな活動報告については、年に1回総会の中で私も出席させていただいて、種々検討させていただきましたが、本当はあのまま置いておきたいというのが私の率直な気持ちです。しかし、三笠がこういう状況にありますし、一方では困った人がいれば、やっぱりある程度譲歩してもらわなければならないという部分があるのです。それで、今回は婦人センターもそうですし、消費者協会もお願いしたと、こういう経過です。

これを半永久的にいつまでも今回来たという気持ちはございません。先ほども申し上げましたように、あとここ数年すれば財政状況も好転すれば、何とかしてそういう方向で考

えていきたいとこのように思っておりますので、ぜひ固定的に考えないでそういう点で御理解をいただきたい、そういうことをお願いしておきたいと思っております。

どちらの団体につきましても、日常的に大変立派な活動をしておりまして、私なんかは行くたびに大変敬意を表しているところがございますので、今後とも場所等にめげず、さらなる発展をすることを心から期待を申し上げたい、このように思っているところであります。

それから、後期医療制度の問題につきましても、老人医療費が今、一般の方々のこういった医療費のものに非常に圧迫しているというのが現状でありまして、これを何とかしなければならんということで多くの国民の要望を取り入れて、75歳以上をお願いすることになりました。調査してみますと、9月1日現在で75歳以上は2,412名の人数がございます。三笠市がこれだけの人数を抱えておりますので、私どもしてこの方が抜けて、果たして今度は国保のほうで運営できるのかという逆に心配も実はあるわけです、この人が抜けていきますからね。そういった問題を総合的に考えていかなければならないという、一つまたこのことによって新たな課題も出てきているわけです。

そういったことを含めながら、できるだけ個人の負担については安くなるように、私もあと何年かしたら、そちらのほうにお世話になるわけでありまして、安いほうにこしたことはありませんので、そういう方向で頑張っていきたいと思っております。できるだけ負担が少なくなるように、国や道が多く払っていただくことを願っておりますし、またそうした努力もこれからいろいろな場面でやってきたい、このように思っておりますので、どうかそういう点で御理解いただきたいと思えます。

以上です。

◎議長（高橋 守氏） 岩崎議員。

◎2番（岩崎龍子氏） 今いろいろと御説明もいただきましたし、どちらにもセンターについてはそれぞれの思いもありますということもわかりましたし、一つには、後期高齢者医療については、広域連合のほうでいろんなものが決まっていくというふうになっておりますので、各地域の地元の高齢者の実態とか意見だとか、そういうものを持ち寄っていただいて、三笠は議員には出ていないのですよね、広域連合には三笠からは出ていないのですけれども、意見としてはどんどん上げていけると思いますので、そちらのほうには、保険料を安くなるように、みんなが払えるような方法で、国や道がお金を出せるような形も、どんどん要望していただきたいというふうにも思っておりますので、さっき資格証明書発行について保険証の取り上げについてのあれが今の国保の状況とそう変わらないだろうというお話なので、その方向で市民の命と暮らしを守るためにも皆さんで努力していただきたいというふうにも思えます。

あと、センターのことについては、消費者協会のことについても、また今の場所について、とりあえずそこということで、将来的にずっとそこにいれということではなくて、何年か後にはいいところがあれば考えますということなので、そのことも重ねてお願いし

て、私たち婦人の立場で、三笠の中で知恵を出し合って頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（高橋 守氏） 以上で、岩崎議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告のあった質問はすべて終了いたしました。

◎散 会 宣 告

◎議長（高橋 守氏） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これをもちまして散会します。

御苦労様でした。

散会 午後 2時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員